

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	39
第 1	食品衛生法関係	39
第 2	食品製造業等取締条例関係	39
第 3	営業許可の有効期限	39
第 2 節	監視指導業務	39
第 1	監視指導	39
第 2	収去	58
第 3	G L P	59
第 3 節	食品衛生管理者	60
第 4 節	輸入食品対策	61
第 1	輸入食品対策実施結果	61
第 2	都内流通食品の放射能検査結果	62
第 3	輸入農産物の残留農薬検査結果	63
第 4	遺伝子組換え食品の検査結果について	72
第 5	平成 23 年度都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	74
第 5 節	牛乳衛生	76
第 1	乳処理場の衛生	76
第 2	健康安全研究センターハサップ指導班	76
第 3	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	77
第 6 節	農畜水産食品衛生	78
第 1	と畜場及び食肉衛生検査所	78
第 2	市場衛生検査所	78
第 3	ふぐ	78
第 4	食鳥検査	83
第 7 節	食品汚染対策	84
第 1	魚介類等の水銀汚染調査結果	84
第 2	食品等の P C B 汚染調査結果	88
第 3	魚介類のピストリプチルスズオキシド (T B T O) 等汚染調査結果	92
第 4	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	95
第 5	流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	101
第 6	汚染米調査	107
第 8 節	J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示対策	108
第 1	J A S 法に基づく表示の適正化	108
第 2	D N A 鑑定等による食品の科学的検証	109
第 3	遺伝子組換え食品の表示検証	110
第 4	健康増進法に基づく表示の適正化	112

第9節	食品衛生自主管理認証制度	113
第1	制度の概要	113
第2	平成23年度の主な取組	113
第10節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	114
第1	制度の概要	114
第2	平成23年度の自主回収情報の公表	114
第11節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	115
第1	食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発	115
第2	食の安全に関する相談	116
第3	衛生展、街頭相談等の開催	116
第4	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	117
第5	食品衛生講習会	117
第6	食の安全都民フォーラム	118
第7	インターネットによる情報提供	118
第8	広報活動	119
第12節	その他の事業	120
第1	シアン化合物含有豆類の処理状況	120
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	121

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務

第1 食品衛生法関係

1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

第2 食品製造業等取締条例関係

1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)により特

別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の3で卵選別包装業者、第5条の4で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市及び町田市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成23年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、2-2-2のとおりである。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その1)

	総計	（規第(1)定五食 總す十品 る二衛 業条生 業に法 計）	飲食店営業								
			小計	ホテル・ テ館	キヤ パ レ ー 。	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋	
22年度	全都	497,711	301,019	188,468	1,938	8,852	136,683	42	5,465	6,072	1,752
	都	112,583	54,789	30,181	767	638	20,593	-	873	1,030	378
	区	368,965	237,254	153,348	1,115	8,039	112,862	42	4,442	4,913	1,322
	市	16,163	8,976	4,939	56	175	3,228	-	150	129	52
23年度	全都	496,924	299,751	188,622	1,888	9,318	136,780	41	5,309	5,912	1,723
	都	100,068	49,429	27,172	719	604	18,511	-	771	919	346
	区	368,290	236,489	153,718	1,095	8,420	113,076	41	4,320	4,780	1,299
	市	28,566	13,833	7,732	74	294	5,193	-	218	213	78
千代田区	16,953	13,081	7,581	55	162	5,864	-	211	338	11	
中央区	21,930	15,853	10,919	65	1,906	7,236	1	452	284	33	
港区	29,943	23,146	15,308	62	1,454	11,529	1	410	358	77	
新宿区	27,219	19,561	14,497	158	1,824	11,127	-	261	257	58	
文京区	8,702	5,532	3,565	39	67	2,757	2	93	147	36	
台東区	15,026	10,062	7,328	202	311	5,191	5	224	264	46	
墨田区	12,686	6,651	4,489	34	434	2,940	9	121	163	47	
江東区	16,144	10,265	5,619	21	26	4,202	4	148	180	71	
品川区	14,968	10,012	6,125	58	185	4,517	5	222	206	59	
目黒区	8,183	5,440	3,662	9	65	2,785	-	112	105	52	
大田区	22,653	13,216	7,896	55	183	5,540	1	217	259	99	
世田谷区	24,623	12,445	7,836	6	47	5,956	2	228	244	109	
渋谷区	17,510	13,041	8,986	97	568	7,107	-	162	196	49	
中野区	9,999	6,011	4,042	4	96	3,138	2	144	138	28	
杉並区	14,177	8,062	5,347	10	76	4,074	-	140	175	54	
豊島区	14,507	9,791	6,705	99	366	5,074	2	169	209	54	
北区	11,698	6,420	4,188	14	86	3,148	-	122	133	43	
荒川区	7,226	3,882	2,476	14	11	1,763	5	84	107	29	
板橋区	13,719	8,421	5,009	4	36	3,675	2	125	191	82	
練馬区	13,347	8,092	4,713	4	89	3,388	-	185	190	80	
足立区	17,019	10,453	6,443	39	10	4,558	-	182	261	79	
葛飾区	14,223	7,421	4,809	12	126	3,243	-	128	202	58	
江戸川区	15,835	9,631	6,175	34	292	4,264	-	180	173	45	
八王子市	15,878	8,735	4,871	51	197	3,208	-	146	126	49	
町田市	12,688	5,098	2,861	23	97	1,985	-	72	87	29	
西多摩	13,509	7,370	4,187	119	96	2,785	-	112	126	49	
南多摩	8,172	4,595	2,391	11	23	1,602	-	57	83	40	
多摩立川	21,823	10,682	6,176	64	208	4,347	-	148	202	75	
多摩府中	30,591	14,898	8,426	41	210	5,966	-	260	302	114	
多摩小平	19,259	8,501	4,687	18	57	3,211	-	165	188	65	
大島	2,101	1,019	630	280	-	238	-	14	8	-	
三宅	486	203	123	52	-	48	-	1	1	1	
八丈	1,028	506	312	81	10	180	-	2	5	2	
小笠原	326	187	126	53	-	49	-	3	-	-	
市場	2,773	1,468	114	-	-	85	-	9	4	-	

(平成24年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁 当 屋	そ う 菜 店	ス エ コ ト ン ア ビ 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船
22 年 度	全都	7,205	8,111	47	313	2,873	6,430	1,741	710	49	185
	都	1,506	1,518	13	55	709	1,633	424	44	-	-
	区	5,480	6,404	32	255	1,772	4,519	1,259	658	49	185
	市	219	189	2	3	392	278	58	8	-	-
23 年 度	全都	7,126	8,117	80	262	2,774	6,482	1,872	710	42	186
	都	1,342	1,362	14	34	654	1,504	351	41	-	-
	区	5,429	6,456	57	222	1,742	4,554	1,343	656	42	186
	市	355	299	9	6	378	424	178	13	-	-
	千代田区	230	294	-	1	32	303	28	52	-	-
	中央区	272	204	4	2	97	241	49	53	4	16
	港区	249	519	1	5	49	377	46	143	4	24
	新宿区	148	183	1	11	84	234	88	63	-	-
	文京区	147	78	2	8	5	136	4	44	-	-
	台東区	222	216	7	20	455	83	43	13	5	21
	墨田区	185	197	1	8	221	87	19	8	-	15
	江東区	289	221	3	14	28	265	82	25	6	34
	品川区	161	344	-	2	1	197	65	71	9	23
	目黒区	123	226	-	5	28	116	31	5	-	-
	大田区	405	404	1	8	282	318	72	38	4	10
	世田谷区	357	361	7	2	47	373	83	14	-	-
	渋谷区	219	171	-	23	76	169	91	58	-	-
	中野区	126	139	-	9	49	118	35	16	-	-
	杉並区	238	283	3	5	39	213	28	9	-	-
	豊島区	263	238	3	2	8	150	55	13	-	-
	北区	208	242	1	4	6	143	36	2	-	-
	荒川区	140	241	-	9	-	59	12	1	-	1
	板橋区	265	267	12	15	50	212	67	6	-	-
	練馬区	252	210	2	18	41	203	40	11	-	-
	足立区	349	639	-	13	8	193	104	2	1	5
	葛飾区	269	519	-	6	77	122	42	4	1	-
	江戸川区	312	260	9	32	59	242	223	5	8	37
	八王子市	193	173	9	3	361	272	75	8	-	-
	町田市	162	126	-	3	17	152	103	5	-	-
	西多摩	154	195	2	2	320	188	37	2	-	-
	南多摩	158	130	1	1	44	211	30	-	-	-
	多摩立川	312	329	2	7	89	284	100	9	-	-
	多摩府中	356	391	6	16	133	515	94	22	-	-
	多摩小平	309	258	3	3	50	269	86	5	-	-
	大島	28	35	-	3	12	10	2	-	-	-
	三宅	1	9	-	-	5	4	1	-	-	-
	八丈	13	11	-	-	1	6	1	-	-	-
	小笠原	9	3	-	2	-	7	-	-	-	-
	市場	2	1	-	-	-	10	-	3	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その2)

		喫茶店営業				菓子製造業						
		小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生造菓子	菓そ子の製造業の	移動	臨時	自動車
22年度	全都	30,393	2,051	28,248	94	16,124	3,773	5,448	5,994	30	548	331
	都	5,350	395	4,923	32	3,688	876	1,179	1,374	4	152	103
	区	24,039	1,607	22,374	58	11,783	2,755	4,101	4,379	26	316	206
	市	1,004	49	951	4	653	142	168	241	-	80	22
23年度	全都	28,780	2,116	26,559	105	16,801	3,919	5,445	6,522	30	533	352
	都	4,846	360	4,463	23	3,377	795	1,068	1,287	3	143	81
	区	22,669	1,670	20,930	69	12,360	2,872	4,125	4,812	27	303	221
	市	1,265	86	1,166	13	1,064	252	252	423	-	87	50
	千代田区	2,823	217	2,606	-	385	127	114	136	-	6	2
	中央区	2,048	200	1,847	1	571	142	285	123	-	16	5
	港区	3,533	133	3,396	4	830	243	287	294	1	3	2
	新宿区	1,516	101	1,407	8	659	133	200	276	-	39	11
	文京区	463	30	433	-	314	78	110	122	1	2	1
	台東区	608	86	519	3	610	67	182	232	3	114	12
	墨田区	389	41	347	1	358	57	126	168	-	5	2
	江東区	1,521	77	1,443	1	545	131	168	229	-	4	13
	品川区	1,440	35	1,404	1	412	119	102	182	-	1	8
	目黒区	331	57	267	7	369	89	136	137	-	-	7
	大田区	1,142	67	1,071	4	744	189	276	197	2	67	13
	世田谷区	666	84	571	11	1,062	246	367	426	1	8	14
	渋谷区	1,348	131	1,215	2	704	166	229	286	-	14	9
	中野区	390	33	355	2	326	59	120	136	2	3	6
	杉並区	422	59	361	2	520	135	161	219	-	-	5
	豊島区	725	94	630	1	494	126	181	170	1	1	15
	北区	410	16	392	2	350	83	125	125	1	3	13
	荒川区	210	14	196	-	248	62	69	112	2	-	3
	板橋区	729	36	692	1	534	122	187	204	2	1	18
	練馬区	544	65	475	4	643	146	189	283	6	7	12
	足立区	597	28	562	7	663	132	203	307	2	-	19
	葛飾区	344	34	309	1	469	107	150	198	2	6	6
	江戸川区	470	32	432	6	550	113	158	250	1	3	25
	八王子市	900	51	845	4	659	142	161	253	-	79	24
	町田市	365	35	321	9	405	110	91	170	-	8	26
	西多摩	745	43	700	2	519	98	182	179	1	52	7
	南多摩	576	40	533	3	356	96	89	138	-	23	10
	多摩立川	1,062	87	973	2	714	159	224	291	-	12	28
	多摩府中	1,599	129	1,459	11	993	231	322	383	2	34	21
	多摩小平	707	45	657	5	679	180	221	245	-	19	14
	大島	8	7	1	-	66	13	23	28	-	1	1
	三宅	1	1	-	-	16	3	1	10	-	2	-
	八丈	4	4	-	-	22	10	6	6	-	-	-
	小笠原	3	3	-	-	12	5	-	7	-	-	-
	市場	141	1	140	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成24年3月末現在)

	あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	特別牛乳処理業	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業					
							小計	専業	ショールーム	自動販売機	自動車	
22年度	全都	47	2,070	11	-	158	-	30,589	1,039	17,989	11,452	109
	都	6	424	9	-	42	-	6,930	280	4,083	2,535	32
	区	39	1,577	2	-	111	-	22,465	723	13,305	8,365	72
	市	2	69	-	-	5	-	1,194	36	601	552	5
23年度	全都	45	1,994	11	-	163	-	29,920	1,017	18,013	10,777	113
	都	6	389	8	-	37	-	6,069	246	3,642	2,164	17
	区	36	1,499	2	-	118	-	21,975	713	13,313	7,874	75
	市	3	106	1	-	8	-	1,876	58	1,058	739	21
千代田区	-	83	-	-	2	-	1,457	10	658	787	2	
中央区	2	83	-	-	13	-	992	8	501	483	-	
港区	1	150	-	-	9	-	1,829	11	831	986	1	
新宿区	3	98	-	-	12	-	1,414	29	803	582	-	
文京区	1	42	-	-	-	-	638	15	373	250	-	
台東区	-	71	-	-	2	-	641	17	428	196	-	
墨田区	1	47	-	-	2	-	595	27	378	188	2	
江東区	4	98	-	-	4	-	1,184	45	583	556	-	
品川区	1	49	-	-	3	-	1,026	19	556	447	4	
目黒区	-	35	-	-	4	-	500	23	322	155	-	
大田区	3	91	-	-	12	-	1,560	69	910	574	7	
世田谷区	2	67	1	-	17	-	1,283	71	889	315	8	
渋谷区	1	108	-	-	2	-	979	9	533	436	1	
中野区	1	34	-	-	2	-	530	25	367	136	2	
杉並区	1	40	-	-	2	-	763	34	581	148	-	
豊島区	1	78	-	-	8	-	827	19	531	277	-	
北区	1	35	-	-	10	-	664	21	450	192	1	
荒川区	2	19	-	-	1	-	380	19	264	97	-	
板橋区	5	45	-	-	3	-	959	48	648	262	1	
練馬区	-	51	-	-	1	-	894	25	689	175	5	
足立区	3	64	-	-	3	-	1,134	77	784	248	25	
葛飾区	3	53	1	-	3	-	747	44	502	187	14	
江戸川区	-	58	-	-	3	-	979	48	732	197	2	
八王子市	2	63	-	-	5	-	1,135	34	599	497	5	
町田市	1	43	1	-	3	-	741	24	459	242	16	
西多摩	1	56	1	-	7	-	886	49	516	316	5	
南多摩	-	43	1	-	3	-	647	25	375	245	2	
多摩立川	-	88	2	-	12	-	1,274	54	744	476	-	
多摩府中	3	138	2	-	8	-	1,895	52	1,089	754	-	
多摩小平	2	50	-	-	3	-	1,149	54	734	351	10	
大島	-	9	1	-	2	-	92	2	89	1	-	
三宅	-	-	-	-	-	-	18	1	17	-	-	
八丈	-	5	1	-	2	-	40	-	39	1	-	
小笠原	-	-	-	-	-	-	10	-	10	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	58	9	29	20	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その3)

	食 肉 処 理 業	食肉販売業					製 食 肉 造 製 業 品	魚介類販売業				せ 魚 り 介 売 業 類	
		小 計	一 般	包 装	自 動 販 売 機	自 動 車		小 計	一 般	包 装	自 動 車		
22 年 度	全都	896	13,398	4,207	9,167	-	24	189	14,091	5,198	8,715	178	34
	都	162	2,908	950	1,945	-	13	50	3,893	2,005	1,842	46	29
	区	722	10,026	3,120	6,896	-	10	134	9,722	3,016	6,578	128	4
	市	12	464	137	326	-	1	5	476	177	295	4	1
23 年 度	全都	894	13,556	4,155	9,376	-	25	189	14,161	5,104	8,878	179	28
	都	151	2,633	869	1,757	-	7	44	3,611	1,908	1,659	44	27
	区	719	10,157	3,070	7,074	-	13	134	9,782	2,932	6,722	128	-
	市	24	766	216	545	-	5	11	768	264	497	7	1
千代田区	9	318	29	289	-	-	5	316	35	281	-	-	
中央区	17	459	133	326	-	-	6	485	188	291	6	-	
港区	26	607	119	488	-	-	7	583	100	481	2	-	
新宿区	43	595	150	442	-	3	4	566	129	435	2	-	
文京区	14	209	59	150	-	-	3	214	63	148	3	-	
台東区	27	325	113	212	-	-	9	310	105	202	3	-	
墨田区	21	327	113	212	-	2	3	303	92	205	6	-	
江東区	51	516	151	365	-	-	7	532	179	341	12	-	
品川区	46	403	115	288	-	-	5	382	102	276	4	-	
目黒区	12	243	80	163	-	-	4	216	56	160	-	-	
大田区	55	697	208	489	-	-	11	705	215	476	14	-	
世田谷区	22	676	232	442	-	2	9	653	221	422	10	-	
渋谷区	17	400	92	308	-	-	4	395	98	293	4	-	
中野区	23	292	107	184	-	1	9	285	101	180	4	-	
杉並区	17	444	150	294	-	-	6	400	125	274	1	-	
豊島区	29	414	106	308	-	-	12	385	108	277	-	-	
北区	25	328	109	219	-	-	-	298	92	200	6	-	
荒川区	38	211	96	115	-	-	3	193	82	107	4	-	
板橋区	41	483	146	337	-	-	7	465	136	323	6	-	
練馬区	41	545	177	363	-	5	10	519	178	338	3	-	
足立区	79	651	236	415	-	-	5	598	197	379	22	-	
葛飾区	29	425	164	261	-	-	-	399	150	244	5	-	
江戸川区	37	589	185	404	-	-	5	580	180	389	11	-	
八王子市	12	459	132	326	-	1	5	469	168	297	4	1	
町田市	12	307	84	219	-	4	6	299	96	200	3	-	
西多摩	16	381	125	251	-	5	10	361	115	235	11	-	
南多摩	3	252	79	173	-	-	3	256	84	169	3	-	
多摩立川	47	565	171	394	-	-	9	544	168	369	7	-	
多摩府中	23	787	239	548	-	-	13	778	235	529	14	-	
多摩小平	18	531	178	351	-	2	7	514	170	335	9	1	
大島	3	48	42	6	-	-	2	59	54	5	-	6	
三宅	-	14	13	1	-	-	-	15	14	1	-	1	
八丈	1	29	15	14	-	-	-	32	21	11	-	2	
小笠原	-	9	3	6	-	-	-	11	7	4	-	2	
市場	40	17	4	13	-	-	-	1,041	1,040	1	-	15	

(平成24年3月末現在)

	製魚 品肉 製ね 造業 り	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射放 射業 線	製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動 造 角 機氷	自 動 販 売 機		
22 年度	全都	187	402	202	200	-	91	7	60	34	19	7	208
	都	49	113	64	49	-	31	4	31	17	14	-	36
	区	131	273	130	143	-	54	3	28	16	5	7	167
	市	7	16	8	8	-	6	-	1	1	-	-	5
23 年度	全都	185	405	210	195	-	93	7	56	33	16	7	203
	都	43	110	65	45	-	31	4	29	17	12	-	32
	区	134	277	135	142	-	54	3	26	15	4	7	164
	市	8	18	10	8	-	8	-	1	1	-	-	7
千代田区	4	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	14	24	4	20	-	2	-	1	-	-	-	1	7
港区	3	19	9	10	-	4	-	7	1	-	-	6	10
新宿区	4	2	2	-	-	2	-	5	4	1	-	-	3
文京区	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
台東区	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	16
墨田区	6	3	2	1	-	2	-	1	1	-	-	-	6
江東区	5	13	8	5	-	5	-	1	1	-	-	-	14
品川区	8	11	5	6	-	3	-	2	2	-	-	-	9
目黒区	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
大田区	5	119	35	84	-	3	-	2	2	-	-	-	14
世田谷区	5	4	4	-	-	2	1	3	1	2	-	-	9
渋谷区	6	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
中野区	3	4	4	-	-	2	1	-	-	-	-	-	1
杉並区	3	3	2	1	-	2	-	1	-	1	-	-	2
豊島区	9	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
北区	6	3	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	9
荒川区	6	13	10	3	-	-	-	1	1	-	-	-	4
板橋区	4	18	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	7
練馬区	5	12	10	2	-	3	-	-	-	-	-	-	3
足立区	10	4	1	3	-	2	-	1	1	-	-	-	9
葛飾区	14	3	3	-	-	7	1	-	-	-	-	-	8
江戸川区	7	17	12	5	-	6	-	1	1	-	-	-	6
八王子市	7	17	10	7	-	6	-	1	1	-	-	-	5
町田市	1	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	2
西多摩	-	18	15	3	-	5	-	-	-	-	-	-	4
南多摩	3	10	8	2	-	3	1	-	-	-	-	-	1
多摩立川	5	21	16	5	-	4	2	-	-	-	-	-	3
多摩府中	8	17	10	7	-	6	1	-	-	-	-	-	7
多摩小平	6	10	6	4	-	5	-	-	-	-	-	-	5
大島	15	9	4	5	-	1	-	14	5	9	-	-	2
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	2
八丈	1	5	2	3	-	4	-	5	2	3	-	-	1
小笠原	2	3	1	2	-	2	-	2	2	-	-	-	-
市場	3	16	3	13	-	-	-	7	7	-	-	-	7

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その4)

	食用油脂製造業			製シマ ョーガ トリン ン又は 業グは	み そ 製 造 業	し ょ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
22 年 度	全都	47	27	20	3	33	9	58	38	979	15	726
	都	15	7	8	-	19	5	15	22	243	5	187
	区	30	19	11	3	14	4	41	13	705	7	502
	市	2	1	1	-	-	-	2	3	31	3	37
23 年 度	全都	47	26	21	3	32	9	62	39	917	14	731
	都	13	6	7	-	16	4	18	22	207	5	184
	区	31	19	12	3	14	4	42	14	660	6	504
	市	3	1	2	-	2	1	2	3	50	3	43
千代田区	-	-	-	-	2	-	-	-	9	1	14	
中央区	-	-	-	-	-	-	2	-	19	-	22	
港区	-	-	-	-	-	-	6	1	19	-	15	
新宿区	2	1	1	1	-	-	1	5	22	-	16	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	21	-	13	
台東区	1	-	1	-	2	-	2	-	28	-	29	
墨田区	12	12	-	-	-	-	2	2	20	2	22	
江東区	1	-	1	-	-	-	2	-	28	-	27	
品川区	-	-	-	-	1	-	3	2	22	-	23	
目黒区	-	-	-	-	-	-	1	-	13	-	11	
大田区	1	-	1	-	-	-	5	-	38	-	36	
世田谷区	-	-	-	-	2	1	4	-	45	1	28	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	-	13	-	18	
中野区	-	-	-	-	1	1	-	-	28	-	7	
杉並区	-	-	-	-	1	1	3	1	28	-	16	
豊島区	-	-	-	-	-	1	-	-	33	-	30	
北区	1	-	1	-	-	-	1	1	35	1	24	
荒川区	3	3	-	-	-	-	1	1	24	-	15	
板橋区	3	1	2	-	-	-	1	-	30	-	28	
練馬区	1	-	1	-	1	-	2	-	40	-	21	
足立区	2	1	1	-	1	-	2	-	63	1	38	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	2	-	40	-	25	
江戸川区	2	-	2	1	-	-	1	1	42	-	26	
八王子市	2	1	1	-	-	-	2	3	29	3	36	
町田市	1	-	1	-	2	1	-	-	21	-	7	
西多摩	3	3	-	-	7	1	4	6	32	1	47	
南多摩	-	-	-	-	1	-	-	-	13	-	8	
多摩立川	1	1	-	-	2	-	2	1	40	1	49	
多摩府中	3	2	1	-	3	-	10	3	54	1	45	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	2	1	58	1	32	
大島	6	-	6	-	-	-	-	3	5	1	2	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	
八丈	-	-	-	-	1	3	-	6	2	-	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成24年3月末現在)

	製そ う 造 ざ 業い	食 品 製 造 業	か ん 詰 又 詰 は	添 加 物 製 造 業	縮 小 営 業 (総 数)	行商							
						小 計	菓 子	そ 豆 の 腐 加 工 品 び	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	ク ア リ ー ム 類 ス	そ 魚 の 介 加 類 工 及 品 び
22 年 度	全都	1,504	44	141	39,195	1,482	205	187	710	-	287	26	67
	都	309	14	20	9,132	393	57	55	169	-	103	2	7
	区	1,163	27	117	28,679	1,040	147	122	515	-	174	23	59
	市	32	3	4	1,384	49	1	10	26	-	10	1	1
23 年 度	全都	1,599	48	137	39,360	1,133	175	136	570	1	151	39	61
	都	309	15	17	8,320	283	43	37	141	-	52	2	8
	区	1,241	29	114	28,840	802	131	80	412	1	89	37	52
	市	49	4	6	2,200	48	1	19	17	-	10	-	1
千代田区	59	-	6	1,673	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央区	147	3	17	1,549	22	4	1	8	1	8	-	-	
港区	173	4	2	2,003	64	-	-	64	-	-	-	-	
新宿区	91	-	-	1,514	47	13	20	3	-	-	10	1	
文京区	19	-	4	789	42	-	2	28	-	5	6	1	
台東区	38	2	8	984	27	4	-	15	-	4	3	1	
墨田区	28	-	10	848	39	3	4	13	-	12	6	1	
江東区	80	2	6	1,574	121	1	2	112	-	-	4	2	
品川区	33	1	2	1,074	7	-	-	6	-	1	-	-	
目黒区	28	-	6	654	13	1	4	6	-	1	-	1	
大田区	65	5	7	1,882	21	1	1	16	-	1	1	1	
世田谷区	39	2	5	1,929	61	9	18	14	-	15	-	5	
渋谷区	50	-	2	1,143	79	2	-	69	-	6	2	-	
中野区	24	2	3	675	-	-	-	-	-	-	-	-	
杉並区	36	1	2	1,115	50	3	18	13	-	15	-	1	
豊島区	28	-	1	1,157	117	79	5	16	-	11	-	6	
北区	24	-	4	859	4	1	1	-	-	2	-	-	
荒川区	32	1	-	518	8	1	-	3	-	3	-	1	
板橋区	41	2	7	1,347	29	1	-	19	-	-	3	6	
練馬区	41	-	2	1,277	9	3	-	-	-	-	2	4	
足立区	72	2	6	1,723	10	2	-	2	-	3	-	3	
葛飾区	27	2	5	1,092	15	3	4	5	-	2	-	1	
江戸川区	66	-	9	1,461	17	-	-	-	-	-	-	17	
八王子市	35	4	4	1,355	33	1	7	16	-	8	-	1	
町田市	14	-	2	845	15	-	12	1	-	2	-	-	
西多摩	62	2	8	1,392	52	19	10	7	-	15	-	1	
南多摩	23	1	-	764	12	-	-	12	-	-	-	-	
多摩立川	52	4	2	1,535	106	10	10	74	-	12	-	-	
多摩府中	68	4	3	2,326	67	6	8	38	-	13	-	2	
多摩小平	27	3	1	1,530	31	5	8	6	-	10	2	-	
大島	32	-	3	197	9	2	-	2	-	-	-	5	
三宅	7	-	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	
八丈	27	-	-	116	2	-	-	-	-	2	-	-	
小笠原	2	1	-	35	2	1	1	-	-	-	-	-	
市場	9	-	-	389	2	-	-	2	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

行商については平成23年12月末現在の施設数。

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その5)

		つ げ 物 製 造 業	等 製 製 造 材 業 料	製 粉 末 造 食 業 品	等 そ う 菜 半 製 造 業 品	製 調 味 造 料 業 等	魚 介 類 加 工 業	食料品等販売業					液 卵 製 造 業	卵 選 別 包 装 業
								小 計	一 般	包 装	自 動 販 売 機	自 動 車		
22 年 度	全都	496	135	198	228	482	454	28,705	21,629	4,457	1,893	726	15	141
	都	140	56	61	66	104	124	6,263	4,776	1,073	292	122	6	75
	区	334	72	120	153	354	327	21,484	16,191	3,183	1,517	593	9	65
	市	22	7	17	9	24	3	958	662	201	84	11	-	1
23 年 度	全都	499	142	197	224	510	444	28,941	21,017	5,289	1,894	741	15	142
	都	138	59	58	61	104	118	5,730	4,208	1,164	254	104	6	74
	区	326	75	119	149	372	322	21,687	15,797	3,748	1,538	604	9	64
	市	35	8	20	14	34	4	1,524	1,012	377	102	33	-	4
千代田区	1	-	1	-	11	-	1,565	1,162	196	191	16	1	6	
中央区	7	2	2	5	14	108	1,262	983	116	109	54	-	2	
港区	19	5	2	4	41	12	1,671	1,180	246	219	26	-	2	
新宿区	17	2	1	7	20	4	1,268	1,025	113	114	16	2	3	
文京区	3	1	1	4	9	7	595	385	148	55	7	-	-	
台東区	16	2	6	7	22	8	795	248	502	17	28	-	6	
墨田区	15	2	5	6	20	10	607	458	113	17	19	-	-	
江東区	15	5	5	5	15	36	1,077	765	112	151	49	1	3	
品川区	6	3	6	9	7	8	821	612	77	87	45	-	2	
目黒区	5	2	6	3	15	2	464	324	110	19	11	1	-	
大田区	14	7	8	14	15	10	1,486	1,078	168	191	49	-	1	
世田谷区	28	2	2	10	25	5	1,309	1,113	123	51	22	1	7	
渋谷区	1	3	2	1	15	3	920	790	13	95	22	-	1	
中野区	9	2	3	6	6	3	521	465	6	30	20	-	1	
杉並区	2	5	6	3	6	6	781	626	112	31	12	-	2	
豊島区	8	2	3	9	18	8	857	620	186	40	11	-	4	
北区	6	3	13	3	19	12	632	502	99	19	12	-	1	
荒川区	22	3	4	8	10	3	346	238	92	8	8	-	-	
板橋区	19	4	10	5	15	6	905	569	289	37	10	-	3	
練馬区	21	2	4	8	9	15	831	687	121	11	12	-	11	
足立区	54	5	13	10	20	9	1,219	775	356	29	59	2	3	
葛飾区	20	10	8	6	21	16	752	386	315	6	45	1	3	
江戸川区	18	3	8	16	19	31	1,003	806	135	11	51	-	3	
八王子市	23	7	16	8	24	3	938	623	220	83	12	-	1	
町田市	12	1	4	6	10	1	586	389	157	19	21	-	3	
西多摩	68	18	18	23	20	13	898	685	141	37	35	2	32	
南多摩	14	5	3	3	6	2	531	367	121	32	11	-	6	
多摩立川	18	3	5	8	9	7	1,088	753	278	46	11	3	5	
多摩府中	18	14	7	12	41	14	1,639	1,261	269	87	22	1	10	
多摩小平	13	10	12	12	10	10	1,026	706	254	42	24	-	2	
大島	3	4	2	-	6	26	112	105	6	-	1	-	10	
三宅	-	-	2	-	1	5	22	21	1	-	-	-	2	
八丈	2	-	9	1	8	11	58	52	6	-	-	-	3	
小笠原	1	5	-	2	3	3	13	8	5	-	-	-	-	
市場	1	-	-	-	-	27	343	250	83	10	-	-	4	

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その6)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売類加工業	乳製品販売業	△アイスクリーム類販売業	販売野菜果物	含菓子(パン)販売業	主食販売業	販売酒類・調味料	販売他食品
22年度	全都	128,539	13,422	16,985	20,475	12,382	27,184	6,722	13,857	17,512
	都	39,812	4,809	5,637	6,330	4,017	6,806	1,630	4,895	5,688
	区	84,164	7,936	10,644	13,295	7,776	19,367	4,924	8,577	11,645
	市	4,563	677	704	850	589	1,011	168	385	179
23年度	全都	128,850	13,449	17,012	20,528	12,390	27,265	6,750	13,900	17,556
	都	34,434	4,067	4,965	5,679	3,222	5,918	1,479	4,279	4,825
	区	84,143	7,923	10,637	13,294	7,770	19,390	4,915	8,570	11,644
	市	10,273	1,459	1,410	1,555	1,398	1,957	356	1,051	1,087
	千代田区	1,776	145	435	188	146	625	66	103	68
	中央区	3,079	169	221	293	300	689	64	311	1,032
	港区	3,578	426	424	427	446	453	425	480	497
	新宿区	5,277	290	610	608	381	1,263	214	701	1,210
	文京区	1,970	177	142	341	227	526	130	204	223
	台東区	3,303	259	301	633	239	1,075	136	292	368
	墨田区	4,831	533	572	1,265	326	1,112	193	493	337
	江東区	3,614	397	326	559	302	869	224	243	694
	品川区	2,755	320	556	413	224	304	329	218	391
	目黒区	1,555	104	165	132	326	379	127	157	165
	大田区	5,824	743	705	631	565	977	591	779	833
	世田谷区	8,860	631	960	1,174	715	2,082	361	1,188	1,749
	渋谷区	2,729	296	613	343	99	1,123	121	129	5
	中野区	2,829	285	293	329	376	685	152	224	485
	杉並区	4,105	389	653	714	464	756	189	255	685
	豊島区	2,847	314	476	295	403	755	148	235	221
	北区	3,475	395	470	557	302	637	222	381	511
	荒川区	2,278	221	269	378	223	417	135	274	361
	板橋区	3,415	172	253	759	268	875	250	343	495
	練馬区	3,538	460	539	596	273	808	118	213	531
	足立区	3,863	214	346	885	330	1,239	243	392	214
	葛飾区	4,703	502	875	994	403	757	289	550	333
	江戸川区	3,939	481	433	780	432	984	188	405	236
	八王子市	4,563	677	704	850	589	1,011	168	385	179
	町田市	5,710	782	706	705	809	946	188	666	908
	西多摩	3,934	241	582	631	278	1,003	166	294	739
	南多摩	2,379	212	288	406	205	449	122	337	360
	多摩立川	7,533	907	1,122	1,000	658	1,299	260	1,148	1,139
	多摩府中	11,161	1,390	1,576	2,181	815	1,796	352	1,435	1,616
	多摩小平	7,533	1,178	1,248	1,290	568	1,143	488	873	745
	大島	734	86	105	106	95	107	34	93	108
	三宅	183	22	22	21	22	26	22	22	26
	八丈	338	18	15	36	65	64	30	66	44
	小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15
	市場	556	-	-	-	508	15	-	-	33

(平成24年3月末現在)

	食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
	小計	包装器具製造業	包装器具販売業	おもちゃ製造業	おもちゃ販売業				
22年度	全都	7,965	150	4,796	231	2,788	29	7,904	167
	都	2,893	4	1,874	15	1,000	6	3,404	166
	区	4,637	146	2,708	216	1,567	23	4,030	1
	市	435	-	214	-	221	-	470	-
23年度	全都	8,039	151	4,851	231	2,806	29	7,921	167
	都	2,408	4	1,607	6	791	6	3,110	161
	区	4,656	147	2,715	216	1,578	23	4,037	1
	市	975	-	529	9	437	-	774	5
千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-	
中央区	371	35	291	-	45	7	198	-	
港区	104	1	67	-	36	-	416	-	
新宿区	196	-	127	3	66	-	15	-	
文京区	108	2	69	3	34	-	22	-	
台東区	224	16	118	44	46	-	84	-	
墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-	
江東区	163	1	89	1	72	-	221	-	
品川区	163	14	97	-	52	1	535	-	
目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-	
大田区	907	3	551	6	347	-	163	-	
世田谷区	467	2	304	1	160	-	213	-	
渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-	
中野区	103	7	39	-	57	-	100	-	
杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-	
豊島区	83	3	52	1	27	9	252	-	
北区	152	8	101	-	43	-	327	-	
荒川区	178	2	129	15	32	-	127	-	
板橋区	241	6	179	27	29	-	136	-	
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	355	12	84	44	215	-	283	-	
江戸川区	186	2	55	29	100	1	107	-	
八王子市	435	-	214	-	221	-	470	-	
町田市	540	-	315	9	216	-	304	5	
西多摩	183	-	106	-	77	1	179	89	
南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2	
多摩立川	537	-	435	-	102	-	1,213	41	
多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5	
多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17	
大島	29	2	18	-	9	2	13	1	
三宅	26	-	16	-	10	-	22	-	
八丈	36	-	20	1	15	2	7	6	
小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-	
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数 (その1)

		総計	（第五十二条に規定する営業業） （総計）	食品衛生法 飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム 製造業	乳処理業	特別牛乳 処理業	乳製品製造業
22年度	全都	690,362	403,330	171,631	11,898	21,072	143	2,623	112	-	312
	都	359,852	189,310	36,340	2,984	5,534	19	540	94	-	172
	区	323,906	209,645	132,736	8,683	15,088	124	2,028	18	-	139
	市	6,604	4,375	2,555	231	450	-	55	-	-	1
23年度	全都	686,794	400,194	171,244	11,574	20,318	157	2,512	113	-	318
	都	357,270	188,104	34,475	3,518	5,499	23	623	94	-	157
	区	315,112	203,815	132,103	7,679	14,057	134	1,772	19	-	158
	市	14,412	8,275	4,666	377	762	-	117	-	-	3
千代田区		9,464	7,046	5,461	431	280	-	27	-	-	-
中央区		14,669	8,687	5,655	374	467	1	80	-	-	7
港区		20,008	15,293	11,892	1,186	568	8	80	-	-	6
新宿区		16,975	14,139	9,674	513	808	20	131	-	-	2
文京区		8,638	6,104	3,489	317	515	1	105	-	-	-
台東区		18,450	13,679	10,481	440	781	-	115	-	-	4
墨田区		10,778	6,646	4,302	101	597	2	54	-	-	3
江東区		11,295	7,505	4,735	453	480	5	94	-	-	2
品川区		7,211	4,407	2,692	380	207	1	19	-	-	-
目黒区		15,032	9,943	7,846	120	422	-	51	-	-	7
大田区		17,946	10,669	6,216	277	1,074	9	122	-	-	26
世田谷区		17,446	9,617	5,673	271	767	6	63	-	-	22
渋谷区		9,937	6,634	4,698	412	533	-	56	-	-	1
中野区		7,986	4,408	2,389	105	331	-	29	-	-	-
杉並区		19,477	10,342	5,879	472	890	-	72	-	-	4
豊島区		24,843	16,307	10,689	493	1,401	7	292	6	-	17
北区		11,183	7,224	4,238	135	538	11	65	-	-	13
荒川区		6,230	3,629	2,022	86	314	1	19	-	-	-
板橋区		10,801	6,095	3,407	156	487	28	44	-	-	6
練馬区		12,499	6,901	3,455	189	687	-	24	-	-	4
足立区		16,159	9,371	5,670	401	679	14	28	-	-	5
葛飾区		19,091	12,908	8,076	260	874	20	120	13	-	26
江戸川区		8,994	6,261	3,464	107	357	-	82	-	-	3
八王子市		7,185	4,174	2,489	189	311	-	36	-	-	3
町田市		7,227	4,101	2,177	188	451	-	81	-	-	-
西多摩		11,293	4,144	2,514	109	350	1	62	1	-	13
南多摩		16,475	7,860	4,638	309	672	-	64	-	-	5
多摩立川		19,832	10,782	6,749	276	1,032	-	100	6	-	25
多摩府中		25,498	13,960	8,288	561	1,140	11	217	3	-	12
多摩小平		15,084	6,081	3,536	134	650	3	39	-	-	4
大島		2,630	1,577	953	15	64	-	6	15	-	15
三宅		758	623	316	2	37	-	-	-	-	-
八丈		1,468	683	427	1	35	-	5	7	-	5
小笠原		1,404	549	162	4	23	-	-	-	-	-
市場		161,100	112,177	5,148	1,789	-	-	-	-	-	-
センター		93,719	21,708	1,664	-	1,496	8	130	62	-	78
芝浦食肉		8,009	7,960	80	318	-	-	-	-	-	-

(平成24年3月末現在)

	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製品業	冷食品の冷蔵又は冷凍業	照食品の放射線業	
22年度	全都	-	25,049	9,471	24,895	552	123,419	2,946	669	1,200	-
	都	-	7,074	8,322	10,763	228	109,548	2,943	359	906	-
	区	-	17,579	1,139	13,879	317	13,610	3	297	281	-
	市	-	396	10	253	7	261	-	13	13	-
23年度	全都	-	21,607	9,659	26,989	506	123,304	3,016	460	1,269	-
	都	-	6,509	7,760	11,820	137	109,996	3,016	180	987	-
	区	-	14,279	1,860	14,461	361	12,738	-	271	269	-
	市	-	819	39	708	8	570	-	9	13	-
千代田区	-	403	11	174	1	153	-	10	-	-	
中央区	-	374	20	719	7	805	-	35	24	-	
港区	-	655	42	341	19	315	-	-	4	-	
新宿区	-	966	139	911	49	795	-	-	-	-	
文京区	-	503	61	557	13	414	-	21	1	-	
台東区	-	735	41	440	18	437	-	4	-	-	
墨田区	-	509	49	446	6	410	-	19	3	-	
江東区	-	422	128	554	7	432	-	11	7	-	
品川区	-	355	84	368	7	247	-	3	4	-	
目黒区	-	459	43	500	12	371	-	5	-	-	
大田区	-	957	112	763	33	693	-	8	92	-	
世田谷区	-	955	26	808	12	851	-	7	5	-	
渋谷区	-	345	24	254	2	241	-	14	1	-	
中野区	-	470	50	451	29	438	-	2	16	-	
杉並区	-	1,023	36	913	13	859	-	7	3	-	
豊島区	-	769	79	1,244	56	1,043	-	19	2	-	
北区	-	630	80	677	1	586	-	10	13	-	
荒川区	-	260	155	389	8	191	-	17	16	-	
板橋区	-	490	140	613	30	489	-	3	28	-	
練馬区	-	734	80	768	24	698	-	10	29	-	
足立区	-	737	245	702	5	682	-	5	-	-	
葛飾区	-	946	111	1,137	-	964	-	53	4	-	
江戸川区	-	582	104	732	9	624	-	8	17	-	
八王子市	-	347	19	385	4	257	-	9	13	-	
町田市	-	472	20	323	4	313	-	-	-	-	
西多摩	-	334	53	259	16	219	-	-	24	-	
南多摩	-	709	10	760	8	518	-	3	25	-	
多摩立川	-	788	141	658	19	600	-	1	33	-	
多摩府中	-	1,302	33	1,093	27	898	-	12	15	-	
多摩小平	-	556	22	496	11	411	1	9	10	-	
大島	-	166	4	124	4	117	2	15	4	-	
三宅	-	80	-	76	-	82	1	-	1	-	
八丈	-	52	2	55	-	59	-	2	-	-	
小笠原	-	117	-	115	-	115	3	2	2	-	
市場	-	2,340	-	1,132	-	97,609	2,749	117	454	-	
センター	-	-	151	6,963	52	9,368	260	19	355	-	
芝浦食肉	-	65	7,344	89	-	-	-	-	64	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨ ー ガ 造ト リ ニ ン 又 は 業グ	み そ 製 造 業	し ょ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業
22 年度	全都	238	50	221	323	61	9	31	5	77	51
	都	158	39	206	249	29	3	17	4	27	32
	区	74	11	15	74	29	6	14	1	49	18
	市	6	-	-	-	3	-	-	-	1	1
23 年度	全都	234	145	212	267	64	13	35	7	105	44
	都	139	128	199	200	33	3	21	1	55	28
	区	91	17	12	59	30	10	14	4	50	16
	市	4	-	1	8	1	-	-	2	-	-
千代田区	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
中央区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
港区	-	-	-	2	-	-	-	-	-	4	3
新宿区	5	-	3	1	4	1	-	-	-	-	-
文京区	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-
台東区	5	-	-	11	-	-	-	2	-	1	-
墨田区	3	-	2	-	1	-	-	-	-	1	2
江東区	-	-	-	4	1	-	-	-	-	1	-
品川区	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	3
目黒区	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
大田区	5	-	2	7	3	-	-	-	-	14	-
世田谷区	2	2	-	1	-	-	-	3	2	2	-
渋谷区	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
中野区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
杉並区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
豊島区	-	-	-	11	-	-	-	-	2	-	-
北区	9	-	-	8	2	-	-	-	-	4	6
荒川区	-	-	2	-	6	-	-	-	-	-	-
板橋区	-	-	-	2	1	-	-	-	-	3	-
練馬区	5	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
足立区	-	-	2	4	-	-	-	2	-	4	-
葛飾区	42	15	-	-	4	6	4	4	-	10	-
江戸川区	6	-	1	-	8	3	-	-	-	1	2
八王子市	4	-	1	3	1	-	-	-	-	-	-
町田市	-	-	-	5	-	-	-	-	2	-	-
西多摩	8	-	-	3	2	-	-	13	1	7	2
南多摩	6	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
多摩立川	14	6	-	-	9	-	-	-	-	11	-
多摩府中	11	-	2	4	4	-	-	4	-	23	2
多摩小平	6	-	-	2	-	-	-	-	-	2	1
大島	1	-	11	1	12	-	-	-	-	-	2
三宅	1	-	1	6	-	-	-	-	-	-	1
八丈	6	-	2	1	-	-	-	-	-	-	6
小笠原	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
市場	-	-	180	180	-	-	-	-	-	-	-
センター	84	122	1	-	6	3	4	-	-	12	14
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成24年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食びかん製品製造業又は業誌は	添加物製造業	（す取食食品製造業に規定業） （総る条例に規定業） （数営業）	行商	つけ物製造業	製菓材料業等
22年度	全都	2,042	25	1,094	2,918	70	123	76,470	5,494	653	136
	都	679	15	374	1,580	38	34	38,200	868	291	68
	区	1,311	8	686	1,314	27	87	37,399	4,626	352	67
	市	52	2	34	24	5	2	871	-	10	1
23年度	全都	1,889	21	864	3,003	59	186	72,315	4,382	745	127
	都	603	14	258	1,580	24	24	38,313	928	353	67
	区	1,212	7	564	1,376	34	158	32,570	3,454	380	57
	市	74	-	42	47	1	4	1,432	-	12	3
千代田区	32	1	2	44	-	11	971	26	2	-	
中央区	27	-	7	60	1	24	3,160	1,028	2	-	
港区	45	-	7	107	7	2	2,053	871	6	4	
新宿区	49	-	16	52	-	-	1,277	89	9	1	
文京区	55	-	14	24	-	10	1,214	74	12	1	
台東区	66	-	34	46	3	15	1,568	203	20	-	
墨田区	56	3	33	32	-	12	965	42	26	1	
江東区	77	-	18	66	-	8	1,311	145	9	3	
品川区	4	-	14	13	1	2	647	66	1	1	
目黒区	34	-	14	45	-	8	767	-	4	-	
大田区	56	-	47	135	7	11	1,882	78	27	12	
世田谷区	43	1	19	65	3	8	1,376	47	45	3	
渋谷区	21	-	10	20	-	-	925	321	-	-	
中野区	51	-	10	31	1	5	695	-	1	-	
杉並区	47	1	38	78	-	4	1,591	30	3	1	
豊島区	70	-	49	51	-	7	2,334	234	6	3	
北区	93	1	36	65	-	3	1,293	3	13	4	
荒川区	64	-	43	35	1	-	520	34	13	1	
板橋区	66	-	36	60	1	5	1,291	23	38	4	
練馬区	70	-	32	85	-	5	1,425	49	47	-	
足立区	26	-	7	139	2	12	1,956	36	37	2	
葛飾区	113	-	61	39	7	3	2,240	55	49	13	
江戸川区	47	-	17	84	-	3	1,109	-	10	3	
八王子市	42	-	30	26	1	4	872	-	8	3	
町田市	32	-	12	21	-	-	560	-	4	-	
西多摩	31	-	35	84	1	2	1,031	1	50	15	
南多摩	31	-	14	83	2	-	1,510	-	40	19	
多摩立川	100	2	98	104	9	1	1,880	26	51	-	
多摩府中	154	2	53	82	3	4	2,539	75	21	10	
多摩小平	115	2	33	37	1	-	1,304	40	16	6	
大島	9	2	1	31	-	3	294	-	3	4	
三宅	4	-	-	15	-	-	117	-	-	-	
八丈	2	-	-	16	-	-	103	-	-	-	
小笠原	-	-	-	2	-	-	178	23	-	5	
市場	-	-	-	479	-	-	13,555	763	59	-	
センター	157	6	24	647	8	14	15,767	-	113	8	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	35	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数 (その3)

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等製造業	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食
22年度	全都	233	260	531	1,327	56,164	33	276	11,363
	都	110	103	189	842	31,283	16	258	4,172
	区	117	155	326	483	24,373	17	18	6,865
	市	6	2	16	2	508	-	-	326
23年度	全都	203	191	471	1,744	53,443	55	359	10,595
	都	98	57	145	1,339	31,634	44	335	3,313
	区	95	125	300	402	20,910	11	22	6,814
	市	10	9	26	3	899	-	2	468
千代田区	1	-	4	-	870	-	-	68	
中央区	-	-	3	189	1,849	-	-	89	
港区	-	-	9	-	928	-	-	235	
新宿区	3	10	10	1	974	-	-	180	
文京区	1	2	7	10	854	-	-	253	
台東区	6	10	22	10	1,080	-	13	204	
墨田区	2	4	9	18	660	-	-	203	
江東区	-	-	24	22	808	2	-	298	
品川区	2	5	-	4	337	-	-	231	
目黒区	8	1	13	4	459	2	-	276	
大田区	10	10	24	7	1,179	-	-	535	
世田谷区	3	14	25	8	1,105	1	-	125	
渋谷区	-	2	10	1	399	-	-	192	
中野区	-	6	1	-	503	-	-	184	
杉並区	7	-	7	12	1,109	-	1	421	
豊島区	4	4	31	14	1,852	-	2	184	
北区	10	13	26	19	862	-	1	342	
荒川区	4	19	13	4	291	-	-	141	
板橋区	1	3	16	5	668	-	-	533	
練馬区	2	5	2	24	795	-	3	498	
足立区	9	3	9	2	1,205	-	-	653	
葛飾区	20	9	29	12	1,426	6	2	619	
江戸川区	2	5	6	36	697	-	-	350	
八王子市	6	3	9	3	414	-	-	426	
町田市	4	6	17	-	485	-	2	42	
西多摩	6	19	9	6	492	1	6	426	
南多摩	5	5	10	10	889	-	4	528	
多摩立川	25	4	27	20	950	5	5	767	
多摩府中	21	6	54	12	1,656	4	4	676	
多摩小平	8	10	5	9	652	-	-	558	
大島	2	-	1	30	190	-	5	59	
三宅	3	-	-	16	89	-	2	7	
八丈	-	1	1	1	76	-	-	24	
小笠原	-	2	2	3	127	-	-	16	
市場	-	-	-	612	11,528	32	309	252	
センター	28	10	36	620	14,950	2	-	-	
芝浦食肉	-	-	-	-	35	-	-	-	

(平成24年3月末現在)

		ふぐの取扱規制条例に規定する営業		（ 総 数 ） （ 細 則 第 十 六 条 に 規 定 す る 営 業 ）	食 品 衛 生 法 施 行 規 則 に 規 定 す る 営 業	食 品 を 製 造 し な い 業	食 品 を 販 売 し な い 業	製 造 ・ 販 売 業 （ 食 器 具 ・ 容 器 包 材 ）	添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業
		取 扱 所 ぐ	販 加 ふ 工 製 所 品 ぐ								
22 年 度	全 都	13,673	7,343	189,546	4,361	165,291	12,626	19	7,229	20	
	都	8,427	5,514	118,401	1,567	102,255	9,277	18	5,272	12	
	区	5,159	1,737	69,966	2,747	62,002	3,298	1	1,910	8	
	市	87	92	1,179	47	1,034	51	-	47	-	
23 年 度	全 都	13,086	7,416	193,783	4,246	170,316	12,304	21	6,882	14	
	都	8,204	5,702	116,947	1,518	101,715	8,762	11	4,928	13	
	区	4,757	1,585	72,385	2,587	64,503	3,444	10	1,840	1	
	市	125	129	4,451	141	4,098	98	-	114	-	
千代田区	506	54	887	132	752	2	1	-	-		
中央区	717	-	2,105	40	2,055	6	-	4	-		
港区	357	9	2,296	9	2,287	-	-	-	-		
新宿区	357	67	1,135	59	1,046	19	-	11	-		
文京区	102	33	1,185	11	1,148	15	-	11	-		
台東区	312	43	2,848	130	2,532	136	-	50	-		
墨田区	118	52	2,997	97	2,863	31	2	4	-		
江東区	63	136	2,280	2	1,734	388	-	156	-		
品川区	107	37	2,013	5	2,008	-	-	-	-		
目黒区	296	175	3,851	-	3,613	164	-	74	-		
大田区	173	40	5,182	3	4,870	254	-	55	-		
世田谷区	171	55	6,227	173	5,393	429	-	232	-		
渋谷区	235	18	2,125	901	1,224	-	-	-	-		
中野区	94	119	2,670	-	2,664	3	-	3	-		
杉並区	115	179	7,250	142	6,124	652	-	331	1		
豊島区	241	99	5,862	71	5,620	83	7	81	-		
北区	56	42	2,568	181	2,082	168	-	137	-		
荒川区	73	58	1,950	108	1,437	259	-	146	-		
板橋区	51	43	3,321	93	2,908	257	-	63	-		
練馬区	115	110	3,948	169	3,645	133	-	1	-		
足立区	245	139	4,448	203	3,778	91	-	376	-		
葛飾区	147	69	3,727	52	3,284	288	-	103	-		
江戸川区	106	8	1,510	6	1,436	66	-	2	-		
八王子市	112	55	1,972	86	1,763	63	-	60	-		
町田市	13	74	2,479	55	2,335	35	-	54	-		
西多摩	15	50	6,053	756	4,797	297	2	201	-		
南多摩	110	255	6,740	139	6,304	137	-	160	-		
多摩立川	206	271	6,693	46	5,808	413	-	426	-		
多摩府中	274	237	8,488	193	7,537	470	-	288	-		
多摩小平	225	270	7,204	231	6,542	431	-	-	-		
大島	1	15	743	21	661	26	2	20	13		
三宅	-	18	-	-	-	-	-	-	-		
八丈	1	2	679	-	583	96	-	-	-		
小笠原	-	-	677	-	625	52	-	-	-		
市場	7,372	4,584	23,412	-	22,060	1,352	-	-	-		
センター	-	-	56,244	132	46,784	5,488	7	3,833	-		
芝浦食肉	-	-	14	-	14	-	-	-	-		

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成23年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		合計			細菌検査			化学検査		
		合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類 等	魚介類	2,750	1,523	1,227	1,856	1,141	715	894	382	512
	魚介類加工品	8,488	8,150	338	2,573	2,459	114	5,915	5,691	224
冷凍 食品	無加熱摂取	201	45	156	39	12	27	162	33	129
	凍結前加熱済・加熱後摂取	476	335	141	100	86	14	376	249	127
	凍結前未加熱・加熱後摂取	761	263	498	86	65	21	675	198	477
	生食用冷凍鮮魚介類	48	14	34	42	8	34	6	6	0
肉・卵類及びその加工品		12,610	7,913	4,697	3,835	2,405	1,430	8,775	5,508	3,267
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	566	566	0	44	44	0	522	522	0
	乳製品	855	445	410	219	101	118	636	344	292
	乳類加工品	66	66	0	18	18	0	48	48	0
	アイスクリーム類・氷菓	317	317	0	205	205	0	112	112	0
農産物 等	穀類及びその加工品	1,574	1,329	245	104	91	13	1,470	1,238	232
	野菜類・果物及びその加工品	16,266	7,640	8,626	1,492	1,204	288	14,774	6,436	8,338
菓子類		4,392	3,762	630	1,541	1,238	303	2,851	2,524	327
飲料・ 氷雪・ 水	清涼飲料水	1,636	1,453	183	152	138	14	1,484	1,315	169
	酒精飲料	26	6	20	0	0	0	26	6	20
	氷雪	6	6	0	6	6	0	0	0	0
	水	432	402	30	402	396	6	30	6	24
その他 の食品	缶詰・びん詰	167	82	85	25	25	0	142	57	85
	調味料	1,389	1,032	357	185	91	94	1,204	941	263
	そうざい類及びその半製品	3,828	3,673	155	1,914	1,885	29	1,914	1,788	126
	上記以外の食品	3,049	2,699	350	1,657	1,598	59	1,392	1,101	291
添加物	別表第2の添加物及びその製剤	52	51	1	1	1	0	51	50	1
	その他添加物	10	10	0	0	0	0	10	10	0
器具等	器具及び容器包装	154	140	14	4	4	0	150	136	14
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		60,119	41,922	18,197	16,500	13,221	3,279	43,619	28,701	14,918

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 検査の精度管理の実施結果(平成23年度)

(1) 内部点検

ア 実施期間 平成23年6月から平成24年2月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 40ヵ所

エ 実施結果

検査結果通知書の誤記入など、1施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成23年4月から平成23年12月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、27施設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成23年6月から平成23年11月まで
イ 実施者 (財)食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ40施設を対象に技能評価を実施したところ、1施設に改善措置が必要であったことから、当該施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

エ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表 2-3-1）

表 2-3-1 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	總 数
平成 23 年度計		2	39	4	3	24	17	53	34	89	265
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	-	-	-	2	1	3
食肉製品		1	5	3	1	17	11	11	16	48	113
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	-	1	4	-	3	11
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	1	2	-	-	4
添 加 物		1	30	1	2	7	4	36	14	37	132

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

平成23年度の我が国の食料需給率はカロリーベースで39%であり、平成10年以降横ばいで推移している。また、食品の輸入届出件数は過去最高（約200万件）であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品

の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成23年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果（平成23年度実施分）

区分	実施結果
検査の実施	(1) 輸入農産物の残留農薬検査 413品目 (2) 輸入食品の放射能検査 福島第一原子力発電所事故を受け、都内流通食品等の検査を実施した。
輸入業者等立入指導	輸入食品監視班による立入指導軒数 314軒 収去検体数 7796検体
検査法の開発	○ 指定外添加物（2物質） パラオキシ安息香酸メチル、ローダミンB ○ 農薬（3物質） 2,4-D（除草剤）、フェンプロパトリン（殺虫剤）、フィプロニル（殺虫剤） ○ 動物用医薬品（1物質） キタサマイシン（抗生物質）
普及・啓発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係業者講習会」を開催 ○ 開催日 平成23年10月26日 ○ 受講者数 317名 ○ 講習テーマ ① 最近の中国における食品安全と検査状況について 株式会社 アジア食品安全研究センター 技術顧問 佐藤元昭 ② 東京都における輸入農産物等の残留物質検査について 東京都健康安全研究センター食品化学部残留物質研究科長 高野伊知郎

第2 都内流通食品の放射能検査結果

平成23年度は福島第一原子力発電所の事故を受け、これまで実施していた輸入食品の放射性物質検査に替えて都内流通食品の放射性物質検査を実施した。食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されているが、国においては、この生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の調査を実施している。

こうした中、都民の食の安全・安心を一層確保するため、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日

常に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施した。

- 1 実施期間
平成23年4月から平成24年3月まで
- 2 実施機関
健康安全研究センター、市場衛生検査所
- 3 実施対象施設
デパート・スーパー等
- 4 検査対象食品
国産生鮮食品及び国産加工食品

5 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
健康安全研究センター 市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション・ディテクター	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

6 検査結果

検査結果は表2-4-2のとおりであった。

503品目の食品について放射能検査を実施した。

その結果、暫定規制値(500 Bq/kg)を超えて放射能を検出したものはなかった。

表2-4-2 平成23年度 都内流通食品の放射能検査

食品の分類	品目数	濃度区分 (Bq/kg)						
		0~50	51~100	101~200	201~300	301~400	401~500	500を超える
乳類及びその加工品	104	104						
その他穀類、種実類、いも類、豆類及びその加工品	79	79						
肉、卵類及びその加工品	78	78						
野菜類、果実類及びその加工品	176	172	2	1	1			
魚介類及びその加工品	39	39						
ジャム類、甘味料類、菓子類	24	24						
その他 (ミネラルウォーター、調味料、その他)	3	3						
合計	503	499	2	1	1	0	0	0

第3 輸入農産物の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を行ってきたが、平成23年度の検査結果は以下のとおりであった。

なお、本集計は各事業所の実施事業のうち、輸入食品対策事業として実施した分を集計したものである。

1 実施期間

平成23年4月から平成24年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査対象品目(表2-4-3)

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等 108種類 413品目について検査した。

生産国を地域別に見ると、アジア州が166品目(40.2%)と最も多く、以下、北米州107品目(25.9%)、中

南米州62品目(15.0%)、大洋州40品目(9.7%)、ヨーロッパ州22品目(5.3%)、アフリカ州9品目(2.2%)、中東州6品目(1.5%)、不明1品目(0.2%)であった。

また、生産国の上位10か国は、アメリカ(97品目)、中華人民共和国(71品目)、フィリピン(51品目)、メキシコ(31品目)、ニュージーランド(25品目)、タイ(24品目)、チリ(16品目)、オーストラリア(15品目)、カナダ(10品目)、南アフリカ(9品目)であった。

5 検査対象農薬(表2-4-4)

食品衛生法で定められた残留農薬基準、生産国における使用状況、残留基準などを勘案し、158種類の農薬から、生産地、農作物の種類に応じて選択し検査した。

6 検査結果

186検体(110品目)から36種類の農薬を検出し、未成熟えんどう3検体から基準値を超えるクロロピリホス、プロピコナゾール等を検出した。検出した農薬及び農産物は、表2-4-5及び表2-4-6のとおりであった。また、基準値を超過した農産物は表2-4-7のとおりであった。

表2-4-3 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	種類【()内は品目数】	
野菜	生鮮	32	131	アスパラガス(12)、青パパイヤ(1)、エダマメ(1)、オクラ(10)、姉ヶ芋(10)、キャベツ(1)、クワイ(1)、コボウ(2)、ホトトギス(1)、ホトトギス類(1)、ソイカ(3)、ショウガ(3)、セリ(1)、タケノコ(3)、タマシ(5)、チヨリ(2)、トビ(5)、ニンジン(3)、ニンニク(5)、ニンニクの芽(8)、ネギ(2)、パプリカ(16)、ブロッコリー(8)、ペコロス(1)、ヘビキヤロット(1)、ヘビコーン(5)、マモタケ(1)、マツタケ(6)、未成熟いんげん(2)、未成熟えんどう(9)、芽キャベツ(1)、リーキ(1)
	冷凍	13	25	アスパラガス(2)、エダマメ(3)、オクラ(1)、カリフラワー(2)、グリーンピース(1)、ホトトギス(1)、ソラマメ(1)、菜の花(1)、ニンジン(1)、ネギ(1)、ブロッコリー(5)、おくら(1)、未成熟いんげん(5)
	乾燥	1	1	トマト(1)
	計	46	157	
果実	生鮮	32	170	アボカド(7)、アメリカンチェリー(3)、イチゴ(2)、オリーブ(3)、オリーブ(12)、オリーブ(1)、お茶(1)、お茶(1)、ブルーベリー(1)、キウイフルーツ(7)、グレープフルーツ(17)、チンピラ(2)、スイカ(1)、スイカ(2)、チェリー(1)、ドラゴンフルーツ(1)、パイナップル(8)、バナナ(26)、パイナップル(3)、パイナップル(8)、パイナップル(11)、パイナップル(1)、ブルーベリー(5)、マンゴ(20)、マンゴ(1)、マンゴ(1)、マンゴ(2)、マンゴ(2)、マンゴ(4)、ライチ(3)、ライム(4)、ライム(1)、ライム(9)、イチゴ(3)、パイナップル(1)、パイナップル(4)、マンゴ(6)、ライチ(2)、ライム(3)、マンゴ(1)、ライム(1)、ライム(1)
	冷凍	8	21	イチゴ(3)、パイナップル(1)、パイナップル(4)、マンゴ(6)、ライチ(2)、ライム(3)、マンゴ(1)、ライム(1)、ライム(1)
	乾燥	6	7	パイナップル(1)、イチゴ(1)、お茶(1)、ブルーベリー(1)、マンゴ(1)、ライム(2)
	計	46	198	
穀類及びその加工品	2	6	とうもろこし(1)、麦芽(5)	
豆類	7	17	インゲン豆(5)、グリーンピース(4)、コヒー豆(2)、ピントビーンズ(1)、青えんどう豆(1)、大豆(3)、白いんげん豆(1)	
種実類	4	5	アーモンド(1)、クルミ(1)、ゴマ(2)、落花生(1)	
その他	3	30	果実加工品(13)、茶(13)、野菜加工品(4)	
合計	108	413		

表 2-4-4 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
含ハロゲン系農薬 (16種類)	殺虫剤 (10種)	総BHC、総DDT、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、クロルデン、クロルフェナピル、ジコホル、テフルトリン、プロモプロピレート、ヘプタクロル
	殺菌剤 (6種)	ジクロラン (CNA)、フサライド、プロシミドン、ピンクロソリン、ヘキサクロロベンゼン、クロロネブ
有機リン系農薬 (46種類)	殺虫剤 (41種)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、総クロルフェンピンホス (CVP)、シアノホス、ジクロルボス (DDVP)、ジスルホトン、ジメチルピンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルブホス、トリアゾホス、トリクロルホン、パラチオン、パラチオンメチル、ピリミホスメチル、フェントロチオン、フェンチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、ピラクロホス
	殺菌剤 (3種)	エディフェンホス (EDDP)、トルクロホスメチル、イプロベンホス
	除草剤 (2種)	ブタミホス、ピペロホス
ピレスロイド系農薬 (13種類)	殺虫剤 (12種)	アクリナトリン、シベルメトリン、シハロトリン、シフルトリン、デルタメトリン及びトラロメトリン、ハルフェンプロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロバトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
	共力剤 (1種類)	ピペロニルブトキシド
カーバメート系農薬 (25種類)	殺虫剤 (23種)	アミノカルブ、アルジカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、カルボフラン、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ、XMG、アルジカルブスルホキシド、アルドキシカルブ、キシリルカルブ、トリメタカルブ、プフェンカルブ、プロメカルブ、ベンフラカルブ、メトルカルブ、フェノチオカルブ
	殺菌剤 (1種)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (32種類)	殺虫剤 (6種)	デブフェンピラド、ピリダベン、プロプロフェジン、ピリプロキシフェン、アセタミプリド、イミダクロプリド
	殺菌剤 (13種)	オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テプロコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、フェナリモル、フルトラニル、フルシラゾール、プロピコナゾール、メタラキシル、マイクロブタニル
	除草剤 (12種)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、テニコロール、トリフルラリン、ブタクロール、プレチラクロール、ピリミノバックメチル、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル
	植物成長調整剤 (1種)	パクロブトラゾール
その他の農薬 (25種類)	殺虫剤 (2種)	クロルベンジレート、クロルフルアズロン
	殺菌剤 (11種)	イソプロチオラン、カプタホール、キャプタン、ヒ素、ピテルタノール、メプロニル、クロロタロニル (TPN)、フェンプロコナゾール、ボスカリド、ピリメタニル、ペナラキシル
	除草剤 (9種)	オキサジアゾン、クロメトキシニル、クロルニトロフェン、チオベンカーブ、アセトクロール、プロビザミド、プロメトリン、カルフェントラゾンエチル、オキシフルオロフェン
	防ばい剤 (3種)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
その他 (1種)		臭素

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕	
有機リン系	イソカルボホス	未成熟えんどう	1	0.02		
	クロルピリホス	アボカド		1	0.09	(種子を除去したもの) 0.5
		オレンジ		5	0.03、0.14	(果実全体) 1
		スウィーティー		2	0.04、0.07	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 1
		バナナ		7	0.01~0.04	(果柄部を除去したもの) 3
		未成熟えんどう		1	0.03	(花果梗を除去したもの) 0.01
		メロゴールド		1	0.01	(その他の果実) 1
		ライム		1	0.01	(果実全体) 1
		レモン		4	0.01~0.08	(果実全体) 1
	ジメトエート	冷凍未成熟いんげん	1	0.02	(花果梗を除去したもの) 1	
	ダイアジノン	オレンジ		1	0.01	(果実全体) 0.1
		パイナップル		1	0.01	(冠芽を除去したもの) 0.1
	ピリミホスメチル	パプリカ		2	0.03、0.11	(ピーマン、へたを除去したもの) 1.0
		マンゴー		1	0.06	(種子を除去したもの) 0.1
		麦芽		1	0.13	(その他の穀類、脱穀した種子) 1.0
	フェンチオン	マンゴー	1	0.03	(種子を除去したもの) 5	
	ホサロン	乾燥果実 (アプリコット)	1	0.07		
	ホスメット	ブルーベリー	1	0.15	(へたを除去したもの) 10	
	マラチオン	オレンジ		1	0.02	(果実全体) 4.0
マンダリンオレンジ			1	0.16	(果実全体) 4.0	
ピレスロイド系	シハロトリン	オウトウ	1	0.11	(花梗及び種子を除去したもの) 0.5	
	シベルメトリン	冷凍エダマメ	1	0.05	(花果梗を除去したもの) 5.0	
		茶	1	0.2	(茶) 20	
		未成熟えんどう	2	0.03、0.06	(花果梗を除去したもの) 0.05	
	デルタメトリン及びトラロメトリン	マンゴー	1	0.03	(種子を除去したもの) 0.5	
	ピフェントリン	オレンジ	1	0.02	(果実全体) 2	
		バナナ	1	0.01	(果柄部を除去したもの) 0.1	
		茶	2	0.4	(茶) 25	
	フェンプロパトリン	ブルーベリー	1	0.86	(へたを除去したもの) 5	
	ペルメトリン	オウトウ	1	0.2	(おとう、花梗及び種子を除去したもの) 5.0	
		オクラ	2	0.02、0.05	(へたを除去したもの) 3.0	
		セロリ	1	0.04	(根及び変質葉を除去したもの) 2	
茶		1	0.2	(茶) 20		
メカトバ	カルバリル	冷凍ラズベリー	1	0.01	(果実全体) 10	
	チオジカルブ及びメソミル	冷凍未成熟いんげん	1	0.03	(花果梗を除去したもの) 1	

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕
含窒素系	アセタミプリド	パプリカ	1	0.04	(ピーマン、へたを除去したもの) 1
	イミダクロプリド	オクラ	1	0.01	(へたを除去したもの) 0.7
		パプリカ	2	0.01、0.02	(ピーマン、へたを除去したもの) 3
		ブドウ	2	0.04、0.06	(花梗を除去したもの) 3
		ブルーベリー	1	0.03	(へたを除去したもの) 4
		ジフェノコナゾール	未成熟えんどう	1	0.07
	テトラコナゾール	パプリカ	4	0.02~0.16	(ピーマン、へたを除去したもの) 1
	テブコナゾール	アメリカンチェリー	3	0.02~0.22	(おうとう、花梗及び種子を除去したもの) 5
		未成熟えんどう	1	0.1	(花果梗を除去したもの) 0.5
	トリアジメノール	未成熟えんどう	1	0.06	(花果梗を除去したもの) 0.3
	ピリダベン	パプリカ	1	0.03	(ピーマン、へたを除去したもの) 3.0
	フルシラゾール	未成熟えんどう	1	0.1	
	ピリプロキシフェン	オレンジ	1	0.02	(果実全体) 0.5
		パプリカ	1	0.06	(ピーマン、へたを除去したもの) 3
	プロビコナゾール	未成熟えんどう	4	0.01~0.07	(花果梗を除去したもの) 0.05
	メタラキシル	カボチャ	1	0.01	(つるを除去したもの) 0.2
	マイクロブタニル	アメリカンチェリー	2	0.01	(おうとう、花梗及び種子を除去したもの) 2
イチゴ		1	0.03	(へたを除去したもの) 1	
その他	イマザリル	オレンジ	4	0.34~1.6	(果実全体) 5.0
		オロブランコ	1	0.39	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		カクテルフルーツ	1	0.12	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		果実加工品	1	0.01	
		グレープフルーツ	10	0.01~1.8	(果実全体) 5.0
		スウィーティー	1	0.55	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		マンダリンオレンジ	1	2	(果実全体) 5.0
		ミネオラ	2	0.03、0.93	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		メロゴールド	2	0.2	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 5.0
		ライム	2	0.02、0.25	(果実全体) 5.0
		レモン	6	0.01~1.5	(果実全体) 5.0
	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	6	0.02~0.4	(果実全体) 10
	クロタロニル	メロン類果実	1	0.02	(果皮を除去したもの) 2
	臭素	アメリカンチェリー	3	9~12	(おうとう、果梗及び種子を除去したもの) 20
イチゴ		2	11、16	(へたを除去したもの) 30	
乾燥果実(イチジク)		1	6	(乾燥させたもの) 250	
青えんどう豆		1	1	(えんどう、豆) 50	
白いんげん豆		1	1	(小豆類) 200	
スウィーティー		1	2	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 30	
麦芽		5	3~5	(その他の穀類、脱穀した種子) 50	
バナナ		3	1~2	(果柄部を除去したもの) 20	
ラズベリー	1	10	(果実全体) 20		

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その3)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕
その他	チアベンダゾール	オレンジ	4	0.02~1.1	(果実全体) 10
		果実加工品	2	0.01	
		オロブランコ	1	0.4	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		カクテルフルーツ	1	0.19	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		グレープフルーツ	8	0.02~2.8	(果実全体) 10
		スウィーティー	1	1.1	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		マンダリンオレンジ	1	1.1	(果実全体) 10
		ミネオラ	2	0.01、0.78	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		メロゴールド	2	0.08、0.35	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 10
		ライム	1	0.53	(果実全体) 10
	レモン	6	0.02~1.7	(果実全体) 10	
	ピリメタニル	オレンジ	1	0.02	(果実全体) 15
		スウィーティー	1	0.02	(その他のかんきつ類果実、果実全体) 15
		未成熟えんどう	1	0.02	(花果梗を除去したもの) 0.3
	ボスカリド	アメリカンチェリー	1	0.01	(おとうり、果梗及び種子を除去したもの) 3
		イチゴ	1	0.08	(へたを除去したもの) 15
		冷凍イチゴ	1	0.03	(へたを除去したもの) 15
		トレビス	1	0.01	(その他のきく科野菜、可食部) 2
		パプリカ	3	0.04~0.6	(ピーマン、へたを除去したもの) 10
		ブドウ	4	0.06~0.16	(果梗を除去したもの) 10
		ブルーベリー	1	0.03	(へたを除去したもの) 3.5
		冷凍ブルーベリー	4	0.07~0.17	(へたを除去したもの) 3.5

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その1)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)	実施者		
生鮮野菜	オクラ	フィリピン	ペルメトリン	0.02	健康安全研究センター	
		フィリピン	イミダクロプリド	0.01		
		フィリピン	ペルメトリン	0.06		市場衛生検査所
	カボチャ	メキシコ	メタキシル	0.01	健康安全研究センター	
	セロリ	アメリカ	ペルメトリン	0.04	市場衛生検査所	
	トレビス	アメリカ	ホスカリド	0.01	健康安全研究センター	
	パプリカ	ニュージーランド	ピリミホスチル	0.03		
			ピリミホスチル	0.11		
		ニュージーランド	イミダクロプリド	0.01		
		大韓民国	テトラコナゾール	0.02		
			ホスカリド	0.12		
		大韓民国	イミダクロプリド	0.02		
			テトラコナゾール	0.03		
		大韓民国	ホスカリド	0.04		
			アセタミプリド	0.04		
		大韓民国	ピリタベン	0.03		
			テトラコナゾール	0.03		
		大韓民国	テトラコナゾール	0.16		
			ホスカリド	0.6		
		大韓民国	ピリプロキシフェン	0.06	市場衛生検査所	
	未成熟えんどう	中華人民共和国	プロピコナゾール	0.01	健康安全研究センター	
			シペルメトリン	0.06		
		タイ	プロピコナゾール	0.04		
			ピリメチル	0.02		
		中華人民共和国	クロルピリホス	0.03		
			プロピコナゾール	0.07		
		中華人民共和国	イソキサチオス	0.02		
シペルメトリン			0.03			
ジフェノコナゾール			0.07			
テブコナゾール			0.1			
トリアシメノール			0.06			
プロピコナゾール	0.04					
アキシラゾール	0.1					
冷凍野菜	エダマメ	タイ	シペルメトリン	0.06	健康安全研究センター	
	未成熟いんげん	中華人民共和国	ジメエト	0.02		
		タイ	チアシカルブ及びピメチル	0.03		
生鮮果実	アボカド	ニュージーランド	クロルピリホス	0.09	健康安全研究センター	
	アメリカンチェリー	アメリカ	ミクロプロタニル	0.01		
			テブコナゾール	0.02		
		アメリカ	ミクロプロタニル	0.01		
			テブコナゾール	0.09		
		アメリカ	ホスカリド	0.01		
		アメリカ	テブコナゾール	0.22		
		アメリカ	臭素	9		
		アメリカ	臭素	9		
	アメリカ	臭素	12			
	イチゴ	アメリカ	ミクロプロタニル	0.03		
			ホスカリド	0.08		
		アメリカ	臭素	11		
	オウトウ	アメリカ	臭素	16		
		アメリカ	シハロトリン	0.11		市場衛生検査所
	オレンジ	アメリカ	ペルメトリン	0.2		健康安全研究センター
			クロルピリホス	0.03		
			イマズリン	0.34		
				チアベンダゾール		0.46

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その2)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)	実施者		
生鮮果実	オレンジ	南アフリカ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター	
			イマザリル	1.6		
			チアベンダゾール	0.02		
		オーストラリア	クロルピリホス	0.12		
			イマザリル	0.76		
			チアベンダゾール	1.1		
		アメリカ	マラチオン	0.02		
			イマザリル	0.88		
			チアベンダゾール	0.76		
		アメリカ	ピリプロキシフェン	0.02		市場衛生検査所
		オーストラリア	クロルピリホス	0.14		
		オーストラリア	クロルピリホス	0.05		
		オーストラリア	クロルピリホス	0.03		
		オーストラリア	ピフェントリン	0.02		
	ニュージーランド	ダイアジノ	0.01			
	オロブランコ	アメリカ	イマザリル	0.39	健康安全研究センター	
			チアベンダゾール	0.4		
	カクテルフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.12		
			チアベンダゾール	0.19		
	グレープフルーツ (果肉)	アメリカ	イマザリル	0.01		
			チアベンダゾール	0.02		
	グレープフルーツ (全果)	アメリカ	イマザリル	0.99		
			チアベンダゾール	1.5		
			オルトフェニフェノール	0.11		
		アメリカ	イマザリル	1.4		
			チアベンダゾール	2.2		
			オルトフェニフェノール	0.13		
		アメリカ	イマザリル	0.17		
			チアベンダゾール	0.05		
			オルトフェニフェノール	0.4		
		アメリカ	イマザリル	0.52		
			チアベンダゾール	0.53		
			オルトフェニフェノール	0.22		
グレープフルーツ	アメリカ	イマザリル	0.83			
		チアベンダゾール	0.78			
		オルトフェニフェノール	0.02			
	南アフリカ	イマザリル	1.4			
	南アフリカ	イマザリル	1.8			
		イマザリル	0.72			
		チアベンダゾール	2.8			
	アメリカ	イマザリル	0.16			
		チアベンダゾール	0.23			
オルトフェニフェノール		0.15				
スウィーティー	イスラエル	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター		
		ピリメタニル	0.02			
		イマザリル	0.55			
		チアベンダゾール	1.1			
		臭素	2			
イスラエル	クロルピリホス	0.07				
パイナップル	フィリピン	ダイアジノ	0.01	市場衛生検査所		

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その3)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮果実	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター	
		フィリピン	クロルピリホス	0.04		
		フィリピン	クロルピリホス	0.01		
		フィリピン	臭素	2		
		フィリピン	臭素	1		
		フィリピン	臭素	1		
		フィリピン	クロルピリホス	0.02		
		エクアドル	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所	
			クロルピリホス	0.02		
		フィリピン	クロルピリホス	0.02		
	ペルー	クロルピリホス	0.02			
	ブドウ	チリ		ホスカリト	0.16	健康安全研究センター
				イミダクロプリト	0.04	
		チリ		ホスカリト	0.11	
				イミダクロプリト	0.06	
		アメリカ	ホスカリト	0.12		
	ブルーベリー	チリ		ホスカリト	0.15	市場衛生検査所
				ホスカリト	0.03	
		アメリカ	フェンプロパトリン	0.86		
	マンゴー	台湾		フェンチオン	0.03	市場衛生検査所
				デルタメトリン	0.03	
				トラロメトリン	0.03	
		ペルー	ピリミホスメチル	0.06		
	マンダリンオレンジ	アメリカ		マラチオン	0.16	健康安全研究センター
				イマザリル	2	
				チアベンダゾール	1.1	
				イマザリル	0.93	
	ミネオラ(全果)	アメリカ	チアベンダゾール	0.78	健康安全研究センター	
	ミネオラ(果肉)	アメリカ		イマザリル		0.03
				チアベンダゾール		0.01
メロゴールド	アメリカ		イマザリル	0.2		市場衛生検査所
			チアベンダゾール	0.08		
			クロルピリホス	0.01		
メロン類果実	メキシコ		イマザリル	0.02	健康安全研究センター	
			チアベンダゾール	0.53		
ライム	メキシコ		クロルピリホス	0.01	市場衛生検査所	
			イマザリル	0.25		
ラズベリー	アメリカ	臭素	10	健康安全研究センター		
レモン	アメリカ		イマザリル		0.37	
			チアベンダゾール		0.16	
	アメリカ		イマザリル		0.01	
			チアベンダゾール		0.04	
	チリ		クロルピリホス		0.06	
			イマザリル		1.5	
	チリ		チアベンダゾール		0.02	
			イマザリル		0.82	
	アメリカ		チアベンダゾール		0.25	
			イマザリル		0.57	
	アメリカ		チアベンダゾール		1.7	
			クロルピリホス	0.01		
チリ		イマザリル	0.54	市場衛生検査所		
		チアベンダゾール	0.83			
	チリ	クロルピリホス	0.07			
	チリ	クロルピリホス	0.08			

表 2-4-6 農産物別検出農薬（その4）

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者
乾燥果実	アプリコット	ドイツ	ネオニコチノイド系	0.07	健康安全研究センター
	イチジク	アメリカ	臭素	6	
冷凍果実	イチゴ	アメリカ	ネオニコチノイド系	0.03	
		カナダ	ネオニコチノイド系	0.08	
	ブルーベリー	カナダ	ネオニコチノイド系	0.07	
		アメリカ	ネオニコチノイド系	0.17	
		アメリカ	イミダゾピリジン系	0.03	
	カナダ	ネオニコチノイド系	0.15		
ラズベリー	チリ	カルボキサリド系	0.01		
穀類及びその加工品	麦芽	フランス	ピリミジジン系	0.13	
		フランス	臭素	4	
		カナダ	臭素	3	
		カナダ	臭素	3	
		イギリス	臭素	5	
		ドイツ	臭素	4	
豆類	青えんどう豆	イタリア	臭素	1	
	白いんげん豆	イタリア	臭素	1	
その他	果実加工品	オーストラリア	ジメチルピリジン系	0.01	
			イミダゾピリジン系	0.01	
			ジメチルピリジン系	0.01	
	茶	中華人民共和国	ピフェントリン	0.4	
		中華人民共和国	ピフェントリン	0.4	
		台湾	シベルメトリン	0.2	
		台湾	ベルメトリン	0.2	

表 2-4-7 基準値を超過した農産物

分類	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		基準値 (ppm)	実施者
生鮮野菜	未成熟えんどう	タイ	シベルメトリン	0.06	0.05	健康安全研究センター
			クロルピリホス	0.03	0.01	
	未成熟えんどう	中国	プロピコナゾール	0.07	0.05	
			イソカルボホス	0.02	0.01	
	未成熟えんどう	中国	ジフェノコナゾール	0.07	0.01	
			フルシラゾール	0.1	0.01	

第4 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成23年度の実施結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*¹

米加工品（ピーフン、米粉等）、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ、スイートコーン、菓子等）、パパイヤ

(2) 食品衛生法に基づく定量検査*²

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ等）

(3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査*³

第2章第8節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品

米(Bt米)、とうもろこし(スターリンク CBH351、Bt10)及びパパイヤ(55-1)が含まれているかどうかを確認するための検査

*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか(定性試験)、含まれている場合にはその含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター広域監視部及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

平成23年4月から平成24年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査(表2-4-7)

食品衛生法に基づく定性試験を行った62検体のうち、検査可能な62検体からは、安全性未審査の遺伝子組換え食品は検出しなかった。

(2) 食品衛生法に基づく定量検査(表2-4-8)

食品衛生法に基づく定量検査を行った、大豆、とうもろこし及びその加工品(コーンフラワー、コーングリッツ等)75検体のうち、15検体から遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

これらについては、分別生産流通管理(IPハンドリング*⁴)が適切に実施されており、5%以下の含有量で表示上の義務はなく、問題はなかった。

*4 IPハンドリング…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていること。なお、IPハンドリングが適切に行われた場合でも、意図せざる混入は避けられないため、含有量が5%以下の場合には表示義務が生じない。

表 2-4-8 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能
米加工品	米粉	6	6	0	0
	ライスペーパー	1	1	0	0
	その他の米加工品	3	3	0	0
	小計	10	10	0	0
とうもろこし		15	15	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	8	8	0	0
	コーングリッツ	7	7	0	0
	スイートコーン	6	6	0	0
	ヤングコーン	1	1	0	0
	菓子	4	4	0	0
	その他のトウモロコシ加工品	3	3	0	0
	小計	29	29	0	0
パパイヤ		8	8	0	0
合計		62	62	0	0

表 2-4-9 食品衛生法に基づく定量検査

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能
農産物	大豆	49	43	6	0	0
	とうもろこし	13	12	1	0	0
	農産物合計	62	55	7	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	7	2	5	0	0
	コーングリッツ	6	2	3	0	1
総計		75	59	15	0	1

第5 平成23年度都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表2-4-10 輸入食品監視結果（平成23年度）

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条文	違反内容	残品の 措置
魚 介 類	1,112	0	0					
無 加 熱 扱 取 冷 凍 食 品	186	0	0					
加熱後扱取凍結前 加熱冷凍食品	119	1	0.84	鯉蒲焼	中国	11条3項	イベルベクチン 0.025ppm 検出	違反通報
加熱後扱取凍結前 未加熱冷凍食品	517	0	0					
生食用冷凍鮮魚介類	158	0	0					
魚 介 加 工 品	137	0	0					
肉・卵類及び その加工品	6,410	0	0					
乳・乳製品	291	1	0.34	ナチュラル チーズ	オランダ	19条2項	ナタマイシン 0.005g/kg 検出	改善報告 書徴収
乳類加工品	21	0	0					
アイスクリーム類・ 氷菓	0	0	0					
穀類及びその加工品	374	0	0					
野菜類・果実及び その加工品	5,411	6	0.11	スナッフ えんどう (未成熟え んどう)	中国	11条2項	残留農薬基準違反 (クロルピリホス、プロピ コナゾール)	違反通報
菓 子 類	1,481	4	0.27	種子加工品	中国	11条2項	サッカリンナトリウムの過 量使用	販売禁止 命令
清 涼 飲 料 水	110	1	0.91	清涼飲料水	ベトナム	19条2項	表示にないアセスルファミ カリウムを検出	違反通報
酒 精 飲 料	44	1	2.27	赤ワイン	イタリア	19条2項	表示にないソルビン酸を検 出	違反通報
氷 雪	5	0	0					
水	9	0	0					
缶 詰 ・ び ん 詰	169	2	1.18	びん詰	中国	19条2項	表示にないEDTAを検出	違反通報
調 味 料	560	3	0.54	ペースト	タイ	10条	パラオキシ安息香酸メチル (指定外添加物)を検出	使用及び 販売禁止 命令
そうざい類及び その半製品	156	0	0					
上記以外の食品	242	1	0.41	大豆・乳タ ンパク加工 食品	アメリ カ	11条2項	使用基準を超えたスクラロ ース (0.62g/kg)を検出	違反通報
化学的合成品及び その製剤	1	0	0					
その他の添加物	0	0	0					
器具及び容器包装	32	0	0					
お も ち ゃ	8	0	0					
合 計	17,553	20	0.11					

表 2-4-11 輸入食品違反一覧

分類	一般名称	違反条文	違反内容	検査結果	発見	原産国
冷蔵食品(凍結前加熱済・加熱後採取)	鯉蒲焼	11条3項	農薬の一律基準違反	イベルメクチン0.025ppm検出	健康安全研究センター	中国
乳製品	ナチュラルチーズ	19条2項	添加物表示無し	ナタマイシン0.005g/kg検出	中央区	オランダ
野菜類・果物及びその加工品	きぬさや(未成熟えんどう)	11条2項	農薬の残留基準違反	シペルメトリン0.06ppm検出	健康安全研究センター	タイ
野菜類・果物及びその加工品	スナックえんどう(未成熟えんどう)	11条2項 11条3項	・農薬の残留基準違反 ・農薬の一律基準違反	・クロルピリボス0.03ppm、プロピコゾール0.07ppm検出 ・インカルボス0.02ppm検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果物及びその加工品	スナックえんどう(未成熟えんどう)	11条3項	農薬の一律基準違反	ジフェノコナゾール0.07ppm、フルシラゾール0.10ppm検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果物及びその加工品	ジャム	19条2項	添加物表示無し	表示に無いニコチン色素を検出	健康安全研究センター	エジプト
野菜類・果物及びその加工品	水煮	19条2項	・添加物表示無し ・表示と内容が異なる	・表示に無いエリソルビン酸0.07g/kgを検出 ・表示のあるL-アスコルビン酸を不検出	江戸川区	中国
菓子類	種子加工品	10条 11条2項	・指定外添加物 ・添加物の過量使用	・サイクラミン酸の使用 ・サッカリンナトリウムの過量使用(0.49~0.56g/kg)	台東区	中国
菓子類	焼き菓子	11条2項	添加物の対象外使用	BHA(0.014g/kg)とBHT(0.015g/kg)を検出	新宿区	マレーシア
菓子類	デザートベース	19条2項	添加物表示無し	表示に無い甘味料(アセスルファムカリウム)を検出	品川区	ペルー
清涼飲料水	清涼飲料水	19条2項	添加物表示無し	表示に無い甘味料(アセスルファムカリウム)を検出	豊島区	ベトナム
酒精飲料	赤ワイン	19条2項	添加物表示無し	表示に無いソルビン酸(0.06g/kg)を検出	新宿区	イタリア
缶詰・びん詰	びん詰	19条2項	添加物表示無し	表示に無いEDTAを検出	豊島区	中国
缶詰・びん詰	缶詰	19条2項	添加物表示無し	表示に無いEDTAを検出	豊島区	中国
調味料	ペースト	10条	指定外添加物	パラオキシ安息香酸メチル検出	新宿区	タイ
調味料	ソース	19条2項	添加物表示無し	表示に無いアセスルファムカリウム、アスパルテームを検出	北区	タイ
調味料	魚醤	19条2項	添加物表示無し	表示に無いスクラロース(0.05g/kg)を検出	健康安全研究センター	タイ
その他の食品	大豆・乳タンパク加工食品	11条2項	添加物の過量使用	使用基準(0.58g/kg)を超えるスクラロース(0.62g/kg)を検出	健康安全研究センター	アメリカ

第5節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に7施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導班及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0)

(平成23年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	51,647	26,966	-	18,553

第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成23年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-5-2のとおりである。また、検査については、表2-5-3及び表2-5-4のとおりである。

表2-5-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況

(平成24年3月末現在)

品目	牛乳	乳飲料	発酵乳	乳酸菌飲料	脱脂乳	アイスクリーム
承認数	5	3	1	3	2	1

表2-5-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分)

(平成23年度)

	総数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	181	1,592		89	862		92	730	
生乳	30	460	0	30	460	0			
製品	牛乳	35	151	0	35	151	0		
	成分調整牛乳	5	21	0	5	21	0		
	低脂肪牛乳	4	20	0	4	20	0		
	加工乳								
	クリーム	3	10	0				3	10
	乳飲料	20	159	0				20	159
	アイスクリーム類	16	202	0				16	202
	ナチュラルチーズ	1	1	0				1	1
	プロセスチーズ	2	2	0				2	2
	バター								
	調製粉乳	11	65	0				11	65
	発酵乳	26	174	0				26	174
	乳酸菌飲料	2	18	0				2	18
	乳主原	5	45	0				5	45
	氷菓	2	24	0				2	24
	清涼飲料水	15	210	0	15	210	0		
	菓子類	2	26	0				2	26
その他									
小計	149	1,128	0	59	402	0	90	726	
その他	容器包装								
	その他	2	4	0			2	4	
小計	2	4	0				2	4	

表 2-5-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 23 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査	
			増菌検査			保存検査				
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数
合計	119	527	62	248	0	57	279	0		
生乳										
製品	牛乳	38	169	21	84	0	17	85	0	
	成分調整牛乳	7	31	4	16	0	3	15	0	
	低脂肪牛乳	7	31	4	16	0	3	15	0	
	加工乳									
	クリーム	6	27	3	12	0	3	15	0	
	乳飲料	29	128	17	68	0	12	60	0	
	発酵乳	4	16				4	16	0	
	乳酸菌飲料	2	8				2	8	0	
	乳主原	2	9	1	4	0	1	5	0	
	氷菓									
	清涼飲料水	24	108	12	48	0	12	60	0	
	菓子類									
	その他									
小計	119	527	62	248	0	57	279	0		
その他										

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 23 年度の検査結果は、表 2-5-5 のとおりである。

表 2-5-5 生乳における農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 23 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT*1	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン*2	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン*2	30	0	0	0.004
	スルファジミジン*2	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

第6節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

ここでは、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査及び解体後の検査を実施し、更に必要に応じて精密検査を行って、と畜場法に基づく食用適否の判定をし、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく移入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成23年度におけると畜検査数は表2-6-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-6-2のとおりである。

平成13年10月18日からは、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施してきた。省令の改正により平成17年8月1日からスクリーニング検査の対象月齢が21カ月齢以上とされたが、都では引き続き21カ月齢に満たない牛も含めたすべての牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、省令の改正により平成17年10月1日からは、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場（9市場）及び、地方卸売市場（1市場）を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成23年度における業務の概要は表2-6-3、表2-6-4及び表2-6-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省（現厚生労働省）通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行することとなった。

平成23年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[平成23年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 7月30日 実技試験 8月1日から8月5日まで
受験申込み者数	475名
合格者数	301名
合格率	63.4%
免許証交付数	352名

(条例制定以来平成23年度末までの免許証交付数 20,326件)

表 2-6-1 と畜検査頭数の推移及び平成 23 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 16 年度		358,012	85,289	58	53	272,573	-	39
平成 17 年度		374,436	95,596	59	34	278,705	-	42
平成 18 年度		363,193	95,050	55	26	268,019	-	43
平成 19 年度		301,280	93,966	-	1	207,281	-	32
平成 20 年度		303,939	92,570	-	2	211,311	-	56
平成 21 年度		274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 22 年度		269,252	94,763	-	8	174,470	-	11
平成 23 年度		254,226	89,164	-	16	165,032	-	14
平成 23 年度と畜 場別内訳	芝 浦	254,186	89,162	-	16	165,008	-	-
	新 島	24	-	-	-	24	-	-
	八丈島	16	2	-	-	-	-	14

表 2-6-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成 23 年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,755	158,414	4,508	352	0	0	358
築地	1,740	110,045	2,366	204	0	-	212
大田	615	31,279	1,115	87	0	-	85
足立	400	17,090	1,027	61	0	-	61

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	58,111	29,172	28,939	167	5,455	32	637	252
築地	25,614	10,700	14,914	63	2,164	30	459	43
大田	18,422	10,935	7,487	55	1,648	2	131	178
足立	14,075	7,537	6,538	49	1,643	0	47	31

*大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表 2-6-4 検査対象品目別検査数

(平成 23 年度)

検査項目等	検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他	
検 査 体 数		4,508	1,286	463	523	118	2,118	
検 査 件 数		58,111	9,639	7,895	19,663	706	20,208	
生物学的検査	細菌数	3,312	595	425	201	10	2,081	
	大腸菌群	3,146	527	426	201	10	1,982	
	大腸菌	3,203	598	425	201	10	1,969	
	黄色ブドウ球菌	3,178	577	425	201	10	1,965	
	腸炎ピブリオ	2,859	598	277	103	5	1,876	
	その他ピブリオ	5,576	1,196	480	132	6	3,762	
	サルモネラ	3,374	577	425	201	226	1,945	
	セレウス菌	2,611	554	398	192	10	1,457	
	0157	521	152	157	164	0	48	
	ノロウイルス	226	226	0	0	0	0	
	抗菌性物質	0	0	0	0	0	0	
	寄生虫・寄生虫卵	0	0	0	0	0	0	
	T.T.C.テスト	0	0	0	0	0	0	
	その他	933	28	0	0	0	905	
小 計		28,939	5,628	3,438	1,596	287	17,990	
理化学的検査	保存料	5,216	1,072	1,506	1,580	243	815	
	殺菌料	118	0	116	0	0	2	
	漂白剤	476	10	208	211	3	44	
	着色料	5,023	0	2,128	1,992	119	784	
	甘味料	1,205	282	350	340	54	179	
	発色剤	60	0	58	0	0	2	
	リン酸	67	0	0	67	0	0	
	防カビ剤	241	0	0	236	0	5	
	残留農薬	14,454	875	0	13,206	0	373	
	P	144	144	0	0	0	0	
	C	重金属	459	459	0	0	0	0
		水銀	252	0	0	252	0	0
	放射能	0	0	0	0	0	0	
	硝酸・亜硝酸	96	0	0	96	0	0	
	抗菌性物質	1,008	996	0	0	0	12	
その他	353	173	91	87	0	2		
小 計		29,172	4,011	4,457	18,067	419	2,218	

表 2-6-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置

(平成 23 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検 体 数		4,508	1,286	463	523	118	2,118
	検 査 件 数		58,111	9,639	7,895	19,663	706	20,208
	不 良 検 体 数		352	42	24	17	0	269
不利益処分件数	営 業 禁 止		-	-	-	-	-	-
	販 売 禁 止		-	-	-	-	-	-
	廃 棄		-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-
廃棄数量	数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
	命令に基づく廃棄		-	-	-	-	-	-
	命令廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	任意廃棄		-	-	-	-	-	-
措置件数	任意廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	注 意 ・ 指 導		352	42	24	17	-	269
	始 末 書		3	2	1	-	-	-
	返 品		-	-	-	-	-	-
違反通報等	違 反 通 報 等		5	4	1	-	-	-

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が404施設あり（うち、東京都が管轄するのは43施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約17万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について取去検査を実施している。

平成23年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-6-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-6-7のとおり、食鳥肉の取去検査実績は表2-6-8のとおりである。

表2-6-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成23年度）

処理羽数		166,652	
基準適合羽数		166,579	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	8	
	一部廃棄	65	
	小計	73	
理由内訳 基準不適合	生体の基準 廃棄	-	
	体表の基準	全部廃棄	8
		一部廃棄	29
	体壁内側の基準 廃棄	-	
	内臓の基準	当該臓器廃棄	36
内臓全部廃棄		-	

表2-6-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成23年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	5	5	...	-	...
南多摩	4	4	10	-	...
多摩立川	6	6	22	1	4
多摩府中	13	19	57	5	16
多摩小平	12	16	25	-	...
島しょ	3	3	4	-	...
健康安全研究センター	(1)	(1)	12	(2)	5
東京都計	43	53	130	6	25
《参考》特別区計	358	...	492	46	60
《参考》八王子市	3	...	8	-	...
《参考》町田市	-	-	...	1	2

注 () 内の数字は再掲

表2-6-8 食鳥肉の取去検査実績（平成23年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	134	93	15	69
検査項目数	513	1,419	112	138

第7節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のピストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわらず、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

(1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳(表2-7-1)

イ 検査結果

総水銀については、合計424検体を調査した結果、最大値2.19ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、106検体について調査を行い、その結果は、最大値0.71ppm、最小値0.02ppmであった(表2-7-2)。平成23年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ2検体、ブリ2検体、キチジ1検体、キングクリップ1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ユメカサゴ1検体であった。

表2-7-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成23年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	133	353
	貝	22	51
	小計	155	404
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		155	424

【参考】 都が行っている自主規制措置(平成23年7月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成 23 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出割合	検出量(ppm)			検体数	検出割合	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	3	3	0.25	0.18	0.22	0	0	—	—	—	青森、宮城、神奈川、
2	アオハタ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	長崎
3	アオリイカ	2	2	0.22	0.18	0.20	0	0	—	—	—	三重
4	アカアマダイ	3	3	0.28	0.16	0.21	0	0	—	—	—	京都、長崎、福岡
5	アカウオ	2	2	0.14	0.03	0.08	0	0	—	—	—	アイスランド、アメリカ
6	アカカマス	3	3	0.14	0.08	0.11	0	0	—	—	—	静岡、熊本、長崎
7	アカガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
8	アカザエビ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	ニュージーランド
9	アカシタビラメ	1	0	ND	ND	ND	0	0	—	—	—	岡山
10	アカハタ	2	2	0.29	0.14	0.21	0	0	—	—	—	東京
11	アカムツ	2	2	0.29	0.28	0.29	1	1	0.13	0.13	0.13	長崎
12	アカヤガラ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	長崎
13	アサバガレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	アメリカ
14	アジ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	タイ
15	アナゴ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	神奈川
16	アマエビ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	山形
17	イサキ	4	4	0.22	0.04	0.11	0	0	—	—	—	愛媛、鹿児島、千葉、長崎
18	イシガキダイ	2	2	0.12	0.04	0.08	0	0	—	—	—	鹿児島、長崎
19	イシダイ	2	2	0.26	0.11	0.19	0	0	—	—	—	新潟、千葉
20	イトヨリダイ	2	2	0.26	0.13	0.20	0	0	—	—	—	長崎、鹿児島
21	イボダイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	三重
22	イワシ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	神奈川
23	イワシクジラ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	北西太平洋
24	ウシエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	インドネシア
25	ウスメバル	2	2	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	新潟、青森
26	ウナギ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	愛知
27	ウマヅラハギ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	新潟
28	エゾイソアイナメ	1	1	0.12	0.12	0.12	1	1	0.07	0.07	0.07	北海道
29	オオモンハタ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	鹿児島
30	オキメダイ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	ニュージーランド
31	オニオコゼ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	青森
32	カサゴ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	長崎
33	カタクチイワシ	2	2	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	静岡、愛知
34	カツオ	5	5	0.25	0.17	0.21	2	2	0.10	0.06	0.08	宮城、千葉、東京
35	カラスカレイ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	アイスランド
36	カワハギ	4	4	0.12	0.04	0.08	0	0	—	—	—	長崎、三重、神奈川
37	カンパチ	5	5	0.22	0.08	0.15	0	0	—	—	—	愛媛、鹿児島、大分
38	キアンコウ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	宮城
39	キス	2	2	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	神奈川、千葉
40	キチジ	2	2	0.65	0.25	0.45	1	1	0.39	0.39	0.39	アメリカ、北海道
41	キハダ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.12	0.12	0.12	宮城
42	キビナゴ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	熊本
43	キングクリップ	1	1	0.53	0.53	0.53	1	1	0.41	0.41	0.41	ニュージーランド
44	キングサーモン	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	カナダ
45	ギンザケ	2	2	0.02	0.01	0.01	0	0	—	—	—	チリ
46	ギンダラ	2	2	0.80	0.19	0.49	1	1	0.33	0.33	0.33	アメリカ
47	キンメダイ	7	7	1.40	0.41	0.75	7	7	0.69	0.19	0.40	ニュージーランド、静岡、高知、千葉、長崎、東京
48	クルマエビ	2	2	0.04	0.03	0.03	0	0	—	—	—	鹿児島
49	クロソイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
50	クロダイ	3	3	0.23	0.13	0.19	2	2	0.13	0.09	0.11	愛知、和歌山
51	クロマグロ	6	6	1.09	0.08	0.39	4	4	0.62	0.11	0.25	イタリア、三重、長崎、新潟、神奈川、青森
52	クロムツ	23	23	0.93	0.16	0.34	17	17	0.56	0.15	0.26	高知、千葉、大分、長崎
53	ケンサキイカ	2	2	0.07	0.03	0.05	0	0	—	—	—	山口、長崎
54	コウイカ	4	4	0.10	0.01	0.04	0	0	—	—	—	鹿児島、神奈川、千葉
55	コショウダイ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	長崎

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成 23 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検数	検出量(ppm)			検体数	検出検数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
56	コノシロ	1	0	ND	ND	ND	0	0	—	—	—	熊本
57	ゴマサバ	1	1	0.51	0.51	0.51	1	1	0.13	0.13	0.13	高知
58	サクラエビ	2	2	0.03	0.02	0.02	0	0	—	—	—	静岡
59	サケ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
60	サワラ	7	7	0.07	0.02	0.04	0	0	—	—	—	三重、石川、千葉、福井、福岡、韓国、中国
61	サンマ	3	3	0.07	0.05	0.06	0	0	—	—	—	北海道
62	シシヤモ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
63	シバエビ	1	0	ND	ND	ND	0	0	—	—	—	愛知
64	シマアジ	5	5	0.28	0.04	0.16	1	1	0.11	0.11	0.11	愛媛、高知、東京
65	ショウサイフグ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	茨城
66	シロアマダイ	2	2	0.35	0.17	0.26	1	1	0.24	0.24	0.24	ベトナム、中国
67	シロギス	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	三重
68	シログチ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	和歌山
69	シロサケ	2	2	0.03	0.02	0.02	0	0	—	—	—	岩手、北海道
70	スケトウダラ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
71	スズキ	32	32	0.31	0.05	0.15	25	25	0.26	0.06	0.14	愛媛、三重、神奈川、千葉、大阪、東京
72	スルメイカ	2	2	0.10	0.05	0.07	0	0	—	—	—	青森、長崎
73	ソコイトヨリ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	静岡
74	タイセイヨウサケ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	ノルウェー
75	タカベ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	東京
76	タチウオ	4	4	0.27	0.08	0.15	0	0	—	—	—	愛媛、宮崎、神奈川、長崎
77	トラバガニ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	ロシア
78	チカ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
79	チダイ	2	2	0.24	0.05	0.14	0	0	—	—	—	鹿児島、宮崎
80	テナガエビ	1	0	ND	ND	ND	0	0	—	—	—	中国
81	トクビレ	2	2	0.07	0.03	0.05	0	0	—	—	—	北海道
82	トビウオ	2	2	0.06	0.03	0.05	0	0	—	—	—	三重、福井
83	トラフグ	3	3	0.15	0.04	0.09	0	0	—	—	—	大分、長崎
84	ニシン	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
85	ニベ	1	1	0.23	0.23	0.23	0	0	—	—	—	岡山
86	ハタハタ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
87	ハチジョウアカムツ	1	1	0.54	0.54	0.54	1	1	0.25	0.25	0.25	東京
88	バナメイエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	マレーシア
89	ハマダイ	2	2	0.20	0.20	0.20	0	0	—	—	—	鹿児島、東京
90	ハモ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	—	—	—	宮崎
91	ヒメダイ	1	1	0.25	0.25	0.25	0	0	—	—	—	東京
92	ヒラスズキ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	長崎
93	ヒラマサ	3	3	0.62	0.06	0.30	1	1	0.27	0.27	0.27	長崎、福岡
94	ヒラメ	7	7	0.17	0.04	0.11	0	0	—	—	—	茨城、鹿児島、青森、韓国
95	ブリ	9	9	0.60	0.13	0.28	3	3	0.36	0.09	0.25	愛媛、岩手、高知、石川、千葉、大分、長崎、島根
96	ホウボウ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	愛知
97	ホッケ	3	3	0.21	0.04	0.12	0	0	—	—	—	新潟、北海道
98	ホッコクアカエビ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	北海道
99	ボラ	2	1	0.03	ND	0.01	0	0	—	—	—	神奈川、千葉
100	マアジ	6	6	0.06	0.03	0.04	1	1	0.02	0.02	0.02	愛知、島根、長崎、山口、石川
101	マイワシ	7	6	0.04	ND	0.03	0	0	—	—	—	愛知、愛媛、三重、神奈川、青森
102	マカジキ	2	2	0.74	0.54	0.64	2	2	0.30	0.18	0.24	千葉
103	マガレイ	2	2	0.10	0.03	0.06	0	0	—	—	—	北海道
104	マコガレイ	2	2	0.15	0.02	0.09	0	0	—	—	—	茨城、宮城
105	マゴチ	2	2	0.28	0.20	0.24	2	2	0.10	0.08	0.09	鹿児島、長崎
106	マサバ	6	6	0.44	0.06	0.17	1	1	0.23	0.23	0.23	京都、高知、神奈川、兵庫、千葉、南鳥神
107	マダイ	7	7	0.36	0.11	0.24	4	4	0.19	0.10	0.13	愛媛、香川、高知、長崎、鳥取、島根
108	マダラ	2	2	0.10	0.09	0.10	0	0	—	—	—	宮城、青森
109	マナガツオ	3	3	0.12	0.03	0.06	0	0	—	—	—	愛媛、岡山、山口
110	マナマコ	1	0	ND	ND	ND	0	0	—	—	—	山口

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成23年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
111	マハタ	2	2	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	愛媛、三重
112	ミズダコ	2	2	0.12	0.05	0.08	0	0	—	—	—	北海道
113	ミナミマグロ	1	1	0.76	0.76	0.76	1	1	0.41	0.41	0.41	インド洋
114	メカジキ	2	2	2.19	1.20	1.69	2	2	0.71	0.59	0.65	ニュージーランド、千葉
115	メジナ	3	3	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	神奈川、福井
116	メダイ	2	2	0.06	0.05	0.05	0	0	—	—	—	千葉、長崎
117	メバチ	2	2	1.34	0.66	1.00	2	2	0.40	0.34	0.37	宮城、南太平洋
118	メバル	2	2	0.12	0.07	0.09	0	0	—	—	—	青森、北海道
119	メルルーサ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	ニュージーランド
120	メロ	1	1	0.25	0.25	0.25	1	1	0.21	0.21	0.21	ニュージーランド
121	ヤリイカ	3	3	0.05	0.01	0.02	0	0	—	—	—	アメリカ、愛知、茨城
122	ユメカサゴ	20	20	0.48	0.21	0.31	15	15	0.36	0.12	0.23	長崎
123	ヨロイイタチウオ	1	1	0.24	0.24	0.24	1	1	0.23	0.23	0.23	長崎
小計		331	324				103	103				
貝												
1	アカガイ	6	6	0.07	0.00	0.03	0	0	—	—	—	ロシア、中国
2	アサリ	3	3	0.02	0.00	0.01	0	0	—	—	—	千葉、中国
3	イワガキ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	徳島
4	ウチムラサキ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	愛知
5	ウバガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道
6	エゾバイ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	北海道
7	エッチュウバイ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	山口
8	サザエ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	島根
9	タイラギ	2	1	0.01	ND	ND	0	0	—	—	—	愛知、韓国
10	トコブシ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	中国
11	トリガイ	2	2	0.04	0.02	0.03	0	0	—	—	—	千葉
12	ナミガイ	3	3	0.05	0.02	0.03	0	0	—	—	—	愛知
13	バカガイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
14	ハマグリ	6	6	0.12	0.01	0.05	0	0	—	—	—	千葉、中国
15	ホタテガイ	7	7	0.16	0.01	0.04	0	0	—	—	—	北海道
16	ホッキガイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	北海道
17	ホンピノスガイ	3	3	0.05	0.00	0.02	0	0	—	—	—	千葉
18	マガキ	4	4	0.02	0.00	0.01	0	0	—	—	—	三重、広島、韓国
19	マテガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	石川
20	ムラサキイガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	中国
21	モエギイガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	ニュージーランド
22	ヤマトシジミ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	島根
小計		51	50				0	0				
淡水魚												
1	アユ	4	4	0.17	0.06	0.10	0	0	—	—	—	愛知、岐阜、静岡
2	イワナ	2	2	0.26	0.21	0.23	0	0	—	—	—	宮城、栃木
3	コイ	2	2	0.30	0.07	0.18	0	0	—	—	—	群馬、長野
4	サクラマス	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	青森
5	シラウオ	3	3	0.02	0.00	0.01	0	0	—	—	—	青森、中国
6	ドジョウ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	中国
7	ニジマス	2	2	0.13	0.10	0.12	0	0	—	—	—	静岡
8	ニシン	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道
9	ヤマメ	2	2	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	宮城、栃木
10	ワカサギ	3	3	0.05	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道、中国
小計		22	22				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.64	0.01	0.15	3	3	0.43	0.26	0.36	
総計		424	416				106	106				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-7-3及び表2-7-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-7-3 各種食品等のPCB検査結果 (平成23年度)

品 目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	71	17	0.17	ND	0.04
	内海内湾魚介類	3.0	217	77	0.35	ND	0.07
	小 計	—	288	94			
牛 乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食 肉	牛 肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚 肉		4	0	ND	ND	—
	鶏 肉		6	0	ND	ND	—
	牛 肝 臓		4	0	ND	ND	—
	豚 肝 臓		4	0	ND	ND	—
	鶏 肝 臓 等		2	0	ND	ND	—
	小 計		—	24	0		
卵 類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	2	0.11	0.04	0.08	
その他	魚介類加工品等	—	60	35	0.06	0.01	0.01
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	19	0	ND	ND	—
合 計	—	449	131				

注1：NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2：平均値は、検出した検体の平均値

表 2-7-4 魚介類のPCB調査結果 (その1)

(平成 23 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	0.5 ppm	アカガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
2		アカシタビラメ	1	0	ND	ND	—	岡山
3		アサバガレイ	1	0	ND	ND	—	アメリカ
4		イワシクジラ	1	0	ND	ND	—	北西太平洋
5		カツオ	4	0	ND	ND	—	宮城、千葉、東京
6		カラスカレイ	1	1	0.02	0.02	0.02	アイスランド
7		キアンコウ	1	0	ND	ND	—	宮城
8		キハダ	1	1	0.04	0.04	0.04	宮崎
9		キンググリップ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
10		キングサーモン	1	1	0.01	0.01	0.01	カナダ
11		ギンダラ	1	0	ND	ND	—	アメリカ
12		クロマグロ	5	2	0.17	0.03	0.10	三重、新潟、神奈川、青森、長崎
13		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	高知
14		サケ	1	0	ND	ND	—	北海道
15		サンマ	2	0	ND	ND	—	北海道
16		シロサケ	1	0	ND	ND	—	岩手
17		スケトウダラ	2	0	ND	ND	—	北海道
18		スルメイカ	2	0	ND	ND	—	青森、長崎
19		タイセイヨウサケ	1	1	0.05	0.05	0.05	ノルウェー
20		タラバガニ	1	0	ND	ND	—	ロシア
21		トビウオ	2	0	ND	ND	—	三重、福井
22		ニシン	2	0	ND	ND	—	北海道
23		ニベ	1	1	0.02	0.02	0.02	岡山
24		ハタハタ	1	0	ND	ND	—	北海道
25		ヒラメ	6	0	ND	ND	—	茨城、鹿児島、青森、韓国
26		ホッケ	3	0	ND	ND	—	新潟、北海道
27		マイワシ	6	3	0.02	0.01	0.01	愛媛、三重、神奈川
28		マカジキ	2	0	ND	ND	—	千葉
29		マガレイ	2	0	ND	ND	—	北海道
30		マコガレイ	2	0	ND	ND	—	茨城、宮城
31		マサバ	5	4	0.07	0.02	0.05	京都、高知、三重、神奈川、兵庫
32		マダラ	2	0	ND	ND	—	宮城、青森
33		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	インド洋
34		メカジキ	2	2	0.05	0.02	0.03	千葉、ニュージーランド
35		メバチ	2	1	0.01	0.01	0.01	宮城、南太平洋
36		メルルーサ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
37		メロー	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
小計			71	17				
1	3 ppm	アイナメ	3	0	ND	ND	—	宮城、神奈川、青森
2		アオリイカ	2	0	ND	ND	—	三重
3		アカアマダイ	3	0	ND	ND	—	京都、長崎、福岡
4		アカウオ	2	0	ND	ND	—	アイスランド、アメリカ
5		アカガイ	3	0	ND	ND	—	中国
6		アカカマス	3	3	0.01	0.01	0.01	熊本、静岡、長崎
7		アカザエビ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
8		アカハタ	2	0	ND	ND	—	東京
9		アカムツ	1	0	ND	ND	—	長崎
10		アカヤガラ	1	0	ND	ND	—	長崎
11		アサリ	2	0	ND	ND	—	千葉、中国
12		アジ	1	0	ND	ND	—	タイ
13		アナゴ	1	1	0.07	0.07	0.07	神奈川
14		アユ	2	0	ND	ND	—	愛知、岐阜
15		イサキ	3	1	0.01	0.01	0.01	愛媛、千葉、長崎

表 2-7-4 魚介類のPCB調査結果 (その2)

(平成 23 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
16		イシガキダイ	2	1	0.02	0.02	0.02	鹿児島、長崎
17		イシダイ	2	1	0.01	0.01	0.01	新潟、千葉
18		イトヨリダイ	2	0	ND	ND	—	鹿児島、長崎
19		イボダイ	1	1	0.02	0.02	0.02	三重
20		イワガキ	1	0	ND	ND	—	徳島
21		イワナ	1	0	ND	ND	—	宮城
22		ウシエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
23		ウスメバル	2	0	ND	ND	—	新潟、青森
24		ウチムラサキ	1	0	ND	ND	—	愛知
25		ウナギ	1	1	0.02	0.02	0.02	愛知
26		ウバガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
27		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	新潟
28		エゾアイナメ	1	0	ND	ND	—	北海道
29		エゾバイ	2	0	ND	ND	—	北海道
30		エッチェウバイ	1	0	ND	ND	—	山口
31		オオモンハタ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
32		オキメダイ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
33		オニオコゼ	1	0	ND	ND	—	青森
34		カキ	1	0	ND	ND	—	韓国
35		カサゴ	1	0	ND	ND	—	長崎
36		カタクチイワシ	2	0	ND	ND	—	愛知、静岡
37		カワハギ	3	0	ND	ND	—	神奈川、長崎
38		カンパチ	3	2	0.02	0.01	0.01	愛媛、鹿児島
39		キス	1	0	ND	ND	—	神奈川
40		キビナゴ	1	0	ND	ND	—	熊本
41		キンメダイ	5	4	0.03	0.02	0.03	高知、静岡、千葉、長崎、東京
42		クロソイ	1	1	0.02	0.02	0.02	北海道
43		クロダイ	3	1	0.01	0.01	0.01	愛知、鹿児島
44		クロムツ	3	2	0.02	0.01	0.02	高知、千葉、大分
45		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	—	長崎
46		コイ	2	0	ND	ND	—	群馬、長野
47		コウイカ	4	0	ND	ND	—	鹿児島、神奈川、千葉
48		コショウダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
49		サクラマス	1	1	0.01	0.01	0.01	青森
50		サザエ	1	0	ND	ND	—	島根
51		サワラ	7	7	0.07	0.01	0.03	三重、石川、千葉、福井、福岡、韓国、中国
52		シシヤモ	1	0	ND	ND	—	北海道
53		シバエビ	1	0	ND	ND	—	愛知
54		シマアジ	1	1	0.02	0.02	0.02	東京
55		シラウオ	2	0	ND	ND	—	青森、中国
56		シロアマダイ	2	0	ND	ND	—	ベトナム、中国
57		シロギス	1	0	ND	ND	—	三重
58		シロクチ	1	0	ND	ND	—	和歌山
59		スズキ	32	30	0.35	0.01	0.14	愛知、愛媛、三重、神奈川、千葉、大阪、東京
60		ソコイトヨリ	1	0	ND	ND	—	静岡
61		タイフキ	1	0	ND	ND	—	韓国
62		タカベ	1	0	ND	ND	—	東京
63		タチウオ	4	3	0.06	0.02	0.04	愛媛、宮崎、神奈川、長崎
64		チカ	1	0	ND	ND	—	北海道
65		チダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
66		テナガエビ	1	0	ND	ND	—	中国
67		トクビレ	2	0	ND	ND	—	北海道
68		トコブシ	1	0	ND	ND	—	中国
69		ドジョウ	2	2	0.03	0.01	0.02	中国
70		トリガイ	1	0	ND	ND	—	千葉
71		ナミガイ	2	1	0.01	0.01	0.01	愛知
72		バカガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
73		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	—	東京
74		バナメイ	1	0	ND	ND	—	マレーシア
75		ハマグリ	4	1	0.02	0.02	0.02	千葉、中国
76		ハマダイ	2	0	ND	ND	—	鹿児島、東京
77		ハモ	1	0	ND	ND	—	宮崎
78		ヒラマサ	2	0	ND	ND	—	長崎
79		ブリ	6	4	0.05	0.01	0.03	愛媛、高知、石川、千葉、大分、島根
80		ホタテガイ	4	0	ND	ND	—	北海道

表 2-7-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(平成 23 年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
81		ホッキガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
82		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
83		ボラ	2	2	0.11	0.03	0.07	神奈川、千葉
84		ホンビノスガイ	2	1	0.01	0.01	0.01	千葉
85		マアジ	6	1	0.03	0.03	0.03	愛知、石川、山口、長崎、島根
86		マガキ	2	1	0.01	0.01	0.01	広島、三重
87		マゴチ	1	0	ND	ND	—	長崎
88		マダイ	5	1	0.02	0.02	0.02	愛媛、香川、長崎、鳥取、島根
89		マテガイ	1	0	ND	ND	—	石川
90		マナガツオ	3	2	0.02	0.02	0.02	愛媛、岡山、山口
91		マナマコ	1	0	ND	ND	—	山口
92		マハタ	1	0	ND	ND	—	三重
93		ミズタコ	1	0	ND	ND	—	北海道
94		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	中国
95		メジナ	2	0	ND	ND	—	神奈川、福井
96		メダイ	2	0	ND	ND	—	千葉、長崎
97		メバル	2	0	ND	ND	—	青森、北海道
98		モエギイガイ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
99		ヤマトシジミ	1	0	ND	ND	—	島根
100		ヤマメ	1	0	ND	ND	—	宮城
101		ヤリイカ	2	0	ND	ND	—	茨城、アメリカ
102		ヨロイイタチウオ	1	0	ND	ND	—	長崎
103		ワカサギ	2	0	ND	ND	—	北海道、中国
小計			217	77				
魚介類計			288	94				
食品等			161	37	0.11	ND	0.02	
総計			449	131				

注1 NDは検出限界値 (0.01ppm) 未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリフェルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

TBTOについては、116魚種224検体を調査した結果、最大値0.15ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-7-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.67ppmを指標として、この濃度を越えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-7-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-7-5 TPT等の検査結果

(平成23年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	184	0	ND	ND	—	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	2	0.001	ND	0.001
	Cis-クロルデン	40	17	0.001	ND	0.001
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	—
	Trans-ノナクロル	40	8	0.001	ND	0.001
	Cis-ノナクロル	40	3	0.001	ND	0.001
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	ND	—
	ディルドリソリン	40	0	ND	ND	—
	エンドリソリン	40	0	ND	ND	—
その他農薬	16	0	ND	ND	—	

注1 NDは、検出限界値未満のもの
 TPT・その他の農薬：0.01ppm
 クロルデン類・ドリソリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(平成 23 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
1	I 群 魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	アユ	2	0	ND	ND	—	愛知
2		イサキ	1	0	ND	ND	—	愛媛
3		ウナギ	3	0	ND	ND	—	愛知、静岡
4		カワハギ	3	1	0.04	0.04	0.04	高知、三重
5		カンパチ	4	0	ND	ND	—	愛媛、熊本、鹿児島
6		キングサーモン	2	0	ND	ND	—	カナダ、ニュージーランド
7		ギンザケ	2	0	ND	ND	—	チリ、宮城
8		クロマグロ	2	0	ND	ND	—	イタリア
9		シマアジ	4	0	ND	ND	—	愛媛、大分
10		スズキ	2	2	0.02	0.01	0.01	愛媛
11		タイセイヨウサケ	1	0	ND	ND	—	スコットランド
12		チャイロマルハタ	1	0	ND	ND	—	沖縄
13		トラフグ	1	0	ND	ND	—	大分
14		ニジマス	1	0	ND	ND	—	静岡
15		ヒラメ	5	0	ND	ND	—	鹿児島、韓国
16		ブリ	3	0	ND	ND	—	愛媛、高知、大分
17		マサバ	1	1	0.06	0.06	0.06	兵庫
18		マダイ	4	1	0.01	0.01	0.01	愛媛、熊本、高知
19		マハタ	2	0	ND	ND	—	三重
20		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
21		ヤマメ	1	0	ND	ND	—	宮城
小計			46	5				
1	II 群 内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	2	0	ND	ND	—	中国
2		ウシエビ	3	0	ND	ND	—	インドネシア、ミャンマー
3		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
4		オーストラリアタイガー	1	0	ND	ND	—	オーストラリア
5		クルマエビ	3	0	ND	ND	—	鹿児島
6		クロアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
7		トコブシ	1	0	ND	ND	—	韓国
8		バナメイ	2	0	ND	ND	—	ベトナム、マレーシア
9		ハマグリ	2	0	ND	ND	—	中国
10		ベナエウス・スティリロストリス (注3)	2	0	ND	ND	—	ニューカレドニア
11		ホタテガイ	2	0	ND	ND	—	北海道
12		マガキ	6	2	0.01	0.01	0.01	広島、兵庫、北海道、韓国
13		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	広島
小計			27	2				
1	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	4	0	ND	ND	—	宮城、神奈川、青森
2		アオハタ	1	0	ND	ND	—	長崎県
3		アカガイ	1	0	ND	ND	—	中国
4		アカカマス	2	0	ND	ND	—	三重、神奈川
5		アカムツ	1	0	ND	ND	—	長崎
6		アカヤガラ	1	0	ND	ND	—	長崎
7		アサリ	1	0	ND	ND	—	千葉
8		アナゴ	1	0	ND	ND	—	神奈川
9		イサキ	2	0	ND	ND	—	三重、長崎
10		イワガキ	1	0	ND	ND	—	富山
11		ウスメバル	2	0	ND	ND	—	新潟、北海道
12		ウバガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
13		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	三重
14		エゾイソアイナメ	1	0	ND	ND	—	北海道
15		エゾボラ	1	0	ND	ND	—	北海道
16		カワハギ	1	0	ND	ND	—	神奈川
17		キス	1	0	ND	ND	—	千葉
18		キンメダイ	3	0	ND	ND	—	静岡、千葉、長崎
19		クロソイ	1	0	ND	ND	—	青森
20		クロダイ	1	0	ND	ND	—	香川
21		クロムツ	1	0	ND	ND	—	千葉
22		ケンサキイカ	3	0	ND	ND	—	山口、千葉、鳥取
23		コウイカ	1	0	ND	ND	—	千葉
24		コノシロ	1	0	ND	ND	—	熊本
25		サクラエビ	1	0	ND	ND	—	静岡
26		サクラマス	2	0	ND	ND	—	青森、北海道
27		サザエ	1	0	ND	ND	—	長崎
28		サヨリ	1	0	ND	ND	—	茨城
29		サワラ	2	0	ND	ND	—	岩手、青森
30		シジミ	1	0	ND	ND	—	三重

表 2-7-6 魚介類のTBT調査結果(その2)

(平成 23 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			出荷地
					最大	最小	平均	
31	III 群 内湾で漁獲される 魚介類	シシヤモ	1	0	ND	ND	—	北海道
32		シマアジ	1	0	ND	ND	—	東京
33		ショウサイフダ	1	0	ND	ND	—	茨城
34		シロギス	1	0	ND	ND	—	千葉
35		スズキ	27	7	0.02	0.01	0.01	千葉、大阪、東京
36		タイラギ	1	0	ND	ND	—	韓国
37		タチウオ	3	0	ND	ND	—	愛媛、長崎、和歌山
38		チダイ	2	0	ND	ND	—	茨城、長崎
39		ドジョウ	1	0	ND	ND	—	中国
40		トヤマエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
41		トリガイ	1	0	ND	ND	—	千葉
42		ナミガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
43		バカガイ	2	0	ND	ND	—	千葉、北海道
44		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	—	東京
45		バナナエビ	2	0	ND	ND	—	インドネシア
46		ハマダイ	2	0	ND	ND	—	東京
47		ハモ	2	0	ND	ND	—	宮崎、大分
48		ヒラマサ	1	0	ND	ND	—	長崎
49		ブリ	3	0	ND	ND	—	千葉、長崎、和歌山
50		ホウボウ	2	0	ND	ND	—	愛知、千葉
51		ホタテガイ	2	0	ND	ND	—	北海道
52		ホッキガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
53		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	—	山形、北海道
54		ホンピノスガイ	1	0	ND	ND	—	千葉
55		マアジ	4	0	ND	ND	—	長崎、兵庫
56		マアナゴ	2	0	ND	ND	—	茨城、神奈川
57		マダイ	1	0	ND	ND	—	新潟
58		マダコ	1	0	ND	ND	—	三重
59		メダイ	2	0	ND	ND	—	静岡、長崎
60		メバル	1	0	ND	ND	—	青森
61		ヤリイカ	1	0	ND	ND	—	青森
小計			116	8				
1	IV 群 遠洋沖合等で漁獲 される魚介類	アカガレイ	2	0	ND	ND	—	北海道
2		カツオ	2	0	ND	ND	—	宮城、千葉
3		キアンコウ	1	0	ND	ND	—	宮城
4		キハダ	1	0	ND	ND	—	宮崎
5		クロマグロ	2	0	ND	ND	—	石川、長崎
6		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	青森
7		サンマ	1	0	ND	ND	—	北海道
8		シロサケ	1	0	ND	ND	—	岩手
9		スルメイカ	1	0	ND	ND	—	青森
10		ヒラメ	1	0	ND	ND	—	北海道
11		ホッケ	1	0	ND	ND	—	北海道
12		マイワシ	2	0	ND	ND	—	高知、青森
13		マカジキ	3	0	ND	ND	—	宮城、千葉
14		マガレイ	1	0	ND	ND	—	北海道
15		マコガレイ	2	0	ND	ND	—	茨城
16		マゴチ	1	0	ND	ND	—	長崎
17		マサバ	6	0	ND	ND	—	京都、高知、三重、神奈川、千葉
18		マダラ	1	0	ND	ND	—	茨城
19		ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	ニュージーランド
20		メカジキ	1	0	ND	ND	—	太平洋
21	メバチ	3	0	ND	ND	—	オーストラリア、宮城、太平洋	
小計			35	0				
総計			224	15				

注1 NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

注3 標準和名がないため、学名で記載

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

福祉保健局では都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類中の化学物質について調査を行っている。

平成 23 年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

ボラ 8 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 1、2 ポイント各 3 検体）、スズキ、マアナゴ、マコガレイ各 8 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 1、2 ポイント各 3 検体）、アサリ 6 検体（三枚洲、羽田沖各 3 検体）、計 38 検体

(2) 貝類採取地点

東京都内湾の次の地点

※平成18年まで採集を行っていた羽田空港南岸が羽田空港拡張工事に伴い、制限されているため、漁場 1 は城南島北側沿岸、漁場 2 は羽田空港北側沿岸へ変更を行った。

魚類：隅田川河口、漁場 1（城南島北側沿岸）、漁場 2（羽田空港北側沿岸）

アサリ：三枚洲、羽田沖（多摩川河口部）

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網により、マアナゴはアナゴ筒により、アサリはジョレン等を用いて採取した。なお、採取については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ、マコガレイは皮付き）約100gを、貝類は、むき身約100gを1検体とした。なお、1個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）14種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、Co-PCB）12種類の異性体）。

なお、検出下限未満（ND）の数値は 0 として、ダイオキシン類濃度の計算をした。PCDD、PCDF 及びコプラナーPCB の内訳は、表 2-7-7 のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT 及びその代謝物、TBT、TPT、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノールとした。

分析対象物質の内訳は表 2-7-8 のとおり。

(6) 方法

ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成 10 年 9 月）に準じた。

エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

GC/BCD を用いて測定

(イ) TBT、TPT

GC/FPD を用いて測定

(ウ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

GC/MS を用いて測定

(7) 検出下限

ア ダイオキシン類

(7) PCDD 及び PCDF

4,5塩化物 : 0.01pg/g

6,7塩化物 : 0.05pg/g

8塩化物 : 0.1pg/g

(イ) コプラナーPCB

0.1pg/g

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(7) PCB

0.001 μg/g

(イ) DDT、DDE、DDD、TBT、TPT、ベンゾフェノン、

ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

0.001 μg/g

(7) アルキルフェノール類 (ノニルフェノールを除く)

0.0015 μg/g

(エ) ノニルフェノール

0.02 μg/g

(オ) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

0.01 μg/g

(8) 分析機関

健康安全研究センター

表2-7-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

1 PCDD、PCDF

項目名		
P C D D	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD 1, 3, 6, 8-TCDD 1, 3, 7, 9-TCDD その他
	5塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD 1, 2, 3, 4, 7-PCDD その他
	6塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD その他
	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD その他
Octa-CDD		

項目名		
P C D F	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF 1, 3, 6, 8-TCDF その他
	5塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF 1, 2, 3, 7, 8-PCDF その他
	6塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF その他
	7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF その他
Octa-CDF		

2 コプラナーPCB

項目名 (non-ortho)	
4塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77) 3, 4, 4', 5-TCB (#81)
5塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)
6塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)

項目名 (mono-ortho)	
5塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105) 2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114) 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118) 2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)
6塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156) 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157) 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)
7塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)

表 2-7-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目（内訳）

番号	物質名	内訳
2	PCB	
5	ペンタクロロフェノール	
18	DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT
19	DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD
33	TBT	TBT
34	TPT	TPT
36	アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール ノニルフェノール
44	2,4-ジクロロロフェノール	
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	
46	ベンゾフェノン	

※ 番号は、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」（環境省）に拠った。

2 調査結果（表2-7-9から表2-7-11）

(1) ダイオキシン類（表2-7-9から表2-7-11）

ア 魚類全体のダイオキシン類濃度は、隅田川河口が 2.56pg-TEQ/g (5.1%)、漁場1が 2.55pg-TEQ/g (5.3%)、漁場2が 1.71 pg-TEQ/g (4.1%)であった。

※()内は総脂肪

イ アサリのダイオキシン類濃度は、魚類よりも低い値を示した。

ウ 今年度も、比較的脂肪分が高いマアナゴやボラで平均濃度が高くなる傾向が見られた。

エ 東京都福祉保健局が実施した「平成22年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査（トータルダイエット調査）」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.78 pg-TEQ/kg-bw/day であった（魚介類からの摂取は 0.63 pg-TEQ/kg-bw/day）。

食事由来の化学物質曝露量推計調査では、通常の食生活における調理加工した食品を調査対象としているため単純に比較はできないが、仮に、都民が内海内湾産魚介類について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとして置き換えて一日のダイオキシン類摂取量を試算した。その結果、魚介類全体からのダイオキシン類摂取量は

1.03 pg-TEQ/kg-bw/day、食事全体からのダイオキシン類摂取量は 1.18 pg-TEQ/kg-bw/day（平成22年度 1.27 pg-TEQ/kg-bw/day）となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」における耐容一日摂取量：4 pg-TEQ/kg-bw/dayを下回った。

(7) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取割合 1:3（農林水産省・平成7年食糧需給表）

(i) 内海内湾産魚介類の摂取量
43.2 (g) <生魚介類の摂取量> / 4 = 10.8 (g)

(7) 内海内湾産魚介類摂取量について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとした際のダイオキシン類摂取量

2.27 (pg-TEQ/g) × 10.8 (g) / 50 (kg-bw) = 0.49 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(x) 内海内湾産魚介類以外の魚介類からのダイオキシン類摂取量

0.63 (pg-TEQ/kg-bw/day) × 62.6 (g) / 73.4 (g) <魚介類の摂取量> = 0.54 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(i) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量
0.15 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(8) 食事全体からのダイオキシン類摂取量
(7)+(x)+(i) = 1.18 (pg-TEQ/kg-bw/day)

以上、東京湾産魚類のダイオキシン類濃度（漁場の平均：2.27pg-TEQ/g）以外の数値は、「平成22年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」（平成22年7月東京都福祉保健局）から引用した。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

ア PCBは全ての検体から検出された。TBTは、漁場1と漁場2のボラそれぞれ2検体を除くすべての検体から検出された。魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口の地点が0.169μg/g、漁場1の地点が0.166μg/g、漁場2の地点が0.091μg/gであ

った。また、三枚洲のアサリのPCB濃度は0.014μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.015μg/gであった。（22年度魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口：0.065μg/g、漁場1：0.127μg/g、漁場2：0.077μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.004μg/gであった。）

※各魚場の魚類の脂肪量は（1）ア参照

イ p,p'-DDE、TPTは全ての魚類から検出した。アルキルフェノール類は全ての魚類から検出されなかった。アサリはPCB、TBTを検出した。

(ND=0、単位：pg-TEQ/g)
WHO-2006 TEFを使用

表2-7-9 ダイオキシン類濃度(平均)

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナー-PCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナー-PCB
魚類全体	隅田川河口部	5.1	2.56	0.47	2.09	88	16	72
	漁場1	5.3	2.55	0.40	2.14	92	16	77
	漁場2	4.1	1.71	0.33	1.38	84	16	69
	漁場全体	4.8	2.27	0.40	1.87	88	16	72
ボラ	隅田川河口部	5.7	3.50	0.52	2.98	62	9	53
	漁場1	4.9	4.38	0.47	3.91	87	9	77
	漁場2	2.6	1.25	0.20	1.05	49	8	41
スズキ	隅田川河口部	3.0	1.90	0.33	1.56	68	12	56
	漁場1	4.8	1.62	0.31	1.31	41	7	33
	漁場2	3.3	1.75	0.32	1.44	57	10	47
マアナゴ	隅田川河口部	11.0	3.36	0.75	2.61	31	7	24
	漁場1	10.9	3.10	0.63	2.48	29	6	23
	漁場2	9.9	2.55	0.57	1.98	26	6	20
マコガレイ	隅田川河口部	0.8	1.49	0.28	1.21	190	35	155
	漁場1	0.6	1.09	0.21	0.88	214	40	174
	漁場2	0.7	1.29	0.25	1.04	205	39	166
アサリ	三枚洲	1.1	0.13	0.04	0.09	12	4	8
	羽田沖	1.0	0.14	0.04	0.09	13	4	9

(ND=0、単位：pg-TEQ/g)

表 2-7-10 ダイオキシン類濃度 (平成 23 年度)

WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	調査地点 番号	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
1	ボラ	隅田川河口部	ST.A	5.7	1.99	0.41	1.59	35	7.1	28
2				5.6	5.01	0.64	4.37	89	11.4	78
3		漁場 1	ST.B	5.8	4.44	0.57	3.87	77	9.8	67
4				3.8	1.95	0.27	1.68	52	7.2	44
5				5.2	6.75	0.57	6.18	131	11.1	120
6		漁場 2	ST.C	3.6	1.60	0.26	1.34	44	7.1	37
7				2.9	1.45	0.21	1.24	50	7.3	42
8				1.3	0.69	0.13	0.56	53	9.8	44
9	スズキ	隅田川河口部	ST.A	2.5	2.40	0.41	1.99	97	17	80
10				3.5	1.39	0.26	1.14	39	7.2	32
11		漁場 1	ST.B	3.7	1.54	0.28	1.26	41	7.5	34
12				8.1	1.92	0.43	1.49	24	5.3	18
13				2.5	1.39	0.22	1.17	57	8.8	48
14		漁場 2	ST.C	3.0	1.68	0.26	1.41	56	8.8	47
15				4.2	1.68	0.33	1.35	40	7.9	32
16				2.6	1.91	0.35	1.55	74	14	60
17	マアサギ	隅田川河口部	ST.A	10.3	3.19	0.71	2.47	31	6.9	24
18				11.7	3.54	0.79	2.75	30	6.8	23
19		漁場 1	ST.B	12.4	3.15	0.78	2.37	25	6.3	19
20				11.7	3.44	0.63	2.81	29	5.4	24
21				8.5	2.72	0.46	2.26	32	5.4	27
22		漁場 2	ST.C	11.3	2.02	0.46	1.57	18	4.0	14
23				9.2	2.50	0.57	1.93	27	6.2	21
24				9.2	3.12	0.67	2.45	34	7.3	27
25	カレイ	隅田川河口部	ST.A	0.9	1.51	0.31	1.20	174	36	138
26				0.7	1.47	0.25	1.23	206	34	172
27		漁場 1	ST.B	0.7	1.07	0.25	0.83	163	38	125
28				0.5	1.34	0.17	1.17	295	38	257
29				0.5	0.86	0.21	0.65	183	44	139
30		漁場 2	ST.C	0.7	1.19	0.29	0.90	180	44	136
31				0.5	1.61	0.25	1.37	303	46	257
32				0.8	1.07	0.21	0.86	133	26	107
33	アサリ	三枚州	ST.1	1.1	0.12	0.03	0.09	12	3.0	9
34				1.1	0.14	0.05	0.09	13	4.6	8
35				1.2	0.12	0.03	0.09	11	3.0	8
36		羽田沖	ST.2	1.1	0.15	0.05	0.09	13	4.6	8
37				1.0	0.12	0.04	0.09	12	3.4	8
38				1.0	0.14	0.04	0.10	14	4.2	10

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の化学物質については、流通魚介類の汚染状況を把握するため、調査を実施している。これらの物質については、平成11年より内分秘かく乱作用の観点から検出下限を1ppb（0.001mg/kg）として調査を実施した。

平成23年度の結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成23年4月から平成24年3月まで

2 調査の概要（表2-7-12、表2-7-13）

(1) 調査対象物質及び検体数（表2-7-12）

中央卸売市場に流通する魚介類 126 種の可食部 302 検体

表2-7-12 調査対象物質及び検体数

検査対象物質	魚種	検体数
ポリ塩化ビフェニール	88	144
トリブチルスズ	83	144
トリフェニルスズ	83	144
ドリソ類	アルドリソ	22
	エンドリソ	22
	ディルドリソ	22
クロルデン類	trans-クロルデン	22
	cis-クロルデン	22
	オキシクロルデン	22
	trans-ノナクロル	22
	cis-ノナクロル	22
合計		752

(2) 分析方法及び検出下限は、表2-7-13のとおりである。

表2-7-13 分析方法及び検出下限

調査対象物質	略号	分析方法
ポリ塩化ビフェニール	PCB	溶媒抽出、GC/ECD法
トリブチルスズ	TBT	溶媒抽出、GC/FPD法
トリフェニルスズ	TPT	溶媒抽出、GC/FPD法
アルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
エンドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
ディルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
オキシクロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法

※ 検出下限は、全ての調査対象物質において、1ppb

3 検査機関

健康安全研究センター

財団法人 日本食品分析センター

4 調査結果（表2-7-14から表2-7-20）

各物質の検出結果は表2-7-14、表2-7-15のとおりである。なお、魚種毎の検出結果は、表2-7-16から表2-7-20のとおりである。

(1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

144検体中126検体（87.5%）からPCBを検出した。最大値は、スズキの350ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、72魚種中59魚種（81.9%）からPCBが検出され、平均値は43ppbであった。遠海性魚介類は、16魚種中16魚種（100.0%）からPCBが検出され、平均値は8ppbであった。

※ 近海性魚介類と遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付課食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考に行った。なお、近海性魚介類には輸入魚介類を含む。

(2) トリブチルスズ（TBT）

144検体中70検体（48.6%）からTBTが検出された。最大値は、マサバの58ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、63魚種中26魚種（41.3%）からTBTが検出され、検出値の平均値は3ppbであった。遠海性魚介類は、20魚種中5魚種（25.0%）からTBTが検出され、検出値の平均値は3ppbであった。

(3) トリフェニルスズ（TPT）

144検体中101検体（70.1%）からTPTが検出された。最大値は、クロマグロの41ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、63魚種中40魚種（63.5%）からTPTが検出され、検出値の平均値は4ppbであった。遠海性魚介類は、20魚種中16魚種（80.0%）からTPTが検出され、検出値の平均値は4ppbであった。

(4) 農薬類

40検体を検査した。ドリソ類のうち、アルドリソ、エンドリソおよびディルドリソはいずれも検出されなかった。

クロルデン類のうち、Trans-クロルデン、cis-クロルデン、trans-ノナクロルおよびcis-ノナクロル

が17検体から1ppb検出されたが、オキシクロルデンは検出されなかった。

5 まとめ

- (1) PCBは144検体中126検体(87.5%)、TBTは144検体中70検体(48.6%)、TPTは144検体中101検体(70.1%)から検出された。
- (2) PCBの暫定的規制値(遠洋沖合魚介類0.5ppm、内海内湾魚介類3ppm)を超える検体はなかった。
- (3) ドリン類(3種類)のうち、アルドリン、エンドリンおよびディルドリンはいずれも検出されなかった。

また、クロルデン類(5種類)のうち、Trans-クロルデンが40検体中2検体(5.0%)、cis-クロルデンが40検体中17検体(42.5%)、trans-ノナクロルが40検体中8検体(20.0%)、cis-ノナクロルが40検体中3検体(7.5%)から検出された。オキシクロルデンは検出されなかった。

- (4) 近海性魚介類と遠海性魚介類を比較すると、PCBの平均値は近海性魚介類のほうが高値を示した。TBT及びTPTの平均値は近海性魚介類と遠海性魚介類とで同じ値を示した。

表 2-7-14 平成 23 年度流通魚介類の実態調査結果 (ND=0、単位 : ppb)

物質名	検体数	検出数	検出率 (%)	検出結果			平成 22 年度			
				最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
PCB	144	126	87.5	350	ND	37	90	1300	ND	
TBT	144	70	48.6	58	ND	3	56.4	150	ND	
TPT	144	101	70.1	41	ND	4	71.4	52	ND	
ドリン類	アルドリン	40	0	0	ND	ND	—	2.5	1	ND
	エンドリン	40	0	0	ND	ND	—	0	ND	ND
	ディルドリン	40	0	0	ND	ND	—	0	ND	ND
クロルデン類	trans-クロルデン	40	2	5	1	ND	0.05	0	ND	ND
	cis-クロルデン	40	17	42.5	1	ND	0.43	7.5	1	ND
	オキシクロルデン	40	0	0	ND	ND	—	0	ND	ND
	trans-ノナクロル	40	8	20	1	ND	0.2	12.5	1	ND
	cis-ノナクロル	40	3	7.5	1	ND	0.075	10	1	ND

表 2-7-15 近海性魚介類及び遠海性魚貝類の比較 (ND=0、単位 : ppb)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	平均検出値
PCB	全体	88	75	85.2	37
	近海性魚介類	72	59	81.9	43
	遠海性魚介類	16	16	100	8
TBT	全体	83	31	37.3	3
	近海性魚介類	63	26	41.3	3
	遠海性魚介類	20	5	25	3
TPT	全体	83	56	67.5	4
	近海性魚介類	63	40	63.5	4
	遠海性魚介類	20	16	80	4

表 2-7-16 流通魚介類のPCB検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アオリイカ	2	3	2	2.5	近	シロサケ	1	1	—	1	遠
アカアマダイ	1	1	—	1	近	スケトウダラ	2	1	ND	0.5	近
アカウオ	1	1	—	1	近	スズキ	28	350	34	151.6	近
アカガイ	1	ND	—	—	近	スルメイカ	1	3	—	3	近
アカカマス	2	14	10	12	近	セグロイワシ	1	3	—	3	遠
アカハタ	1	ND	—	—	近	タイラガイ	1	ND	—	—	近
アサリ	1	2	—	2	近	タカベ	1	1	—	1	近
アユ	1	1	—	1	近	タチウオ	2	44	6	25	近
イサキ	2	2	2	2	近	チカ	1	2	—	2	近
イシガキダイ	2	19	1	10	近	チダイ	1	1	—	1	近
イシダイ	1	11	—	11	近	テナガエビ	1	ND	—	—	近
イトヨリダイ	1	1	—	1	近	トクビレ	2	4	4	4	近
イワガキ	1	8	—	8	近	トコブシ	1	1	—	1	近
インドマグロ	1	3	—	3	遠	ドジョウ	1	31	—	31	近
ウスメバル	1	1	—	1	近	トビウオ	1	ND	—	—	近
ウチムラサキ	1	1	—	1	近	ニシン	1	3	—	3	遠
ウバガイ	1	ND	—	—	近	ハタハタ	1	2	—	2	遠
ウマヅラハギ	1	ND	—	—	近	バナメイ	1	1	—	1	近
エゾバイ	2	1	1	1	近	ハマグリ	2	4	2	3	近
エッチュウバイ	1	3	—	3	近	ヒラマサ	1	1	—	1	近
オオモンハタ	1	2	—	2	近	ヒラメ	3	1	ND	0.7	遠
オキメダイ	1	1	—	1	近	ブリ	2	37	5	21	近
カサゴ	1	ND	—	—	近	ホタテガイ	2	ND	—	—	近
カツオ	2	1	ND	0.5	遠	ホッケ	2	5	5	5	遠
カラスカレイ	1	16	—	16	遠	ホッコクアカエビ	1	1	—	1	近
カワハギ	2	ND	—	—	近	ボラ	1	108	—	108	近
カンパチ	1	19	—	19	近	ホンビノスガイ	1	11	—	11	近
キス	1	9	—	9	近	マアジ	2	5	3	4	近
キビナゴ	1	1	—	1	近	マイワシ	4	11	5	7.3	遠
ギンダラ	1	8	—	8	遠	マガキ	2	13	5	9	近
キンメダイ	2	31	5	18	近	マガレイ	1	1	—	1	近
クロダイ	1	9	—	9	近	マサバ	1	73	—	73	近
クロマグロ(メジ)	3	28	5	13.3	遠	マダイ	3	21	2	9	近
クロムツ	1	23	—	23	近	マテガイ	1	1	—	1	近
ケンサキイカ	1	1	—	1	近	マナガツオ	1	2	—	2	近
コイ	1	1	—	1	近	マハタ	1	4	—	4	近
ゴマサバ	1	1	—	1	遠	メカジキ	2	53	16	34.5	遠
サケ	1	3	—	3	遠	メジナ	2	5	4	4.5	近
サザエ	1	ND	—	—	近	メバル	1	1	—	1	近
サワラ	2	64	12	38	近	メルルーサ	1	ND	—	—	近
サンマ	1	6	—	6	遠	モエギイガイ	1	ND	—	—	近
シシヤモ	1	5	—	5	近	ヤリイカ	1	1	—	1	近
シバエビ	1	5	—	5	近	ワカサギ	1	2	—	2	近
シロギス	1	3	—	3	近	総計	144	350	ND	37	
シログチ	1	9	—	9	近						

表 2-7-17 流通魚介類のTBT検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	1	ND	—	—	近	タイラギ	1	ND	—	—	近
アカガイ	2	2	2	2	近	タチウオ	2	5	4	4.5	近
アカカマス	2	4	2	3	近	チダイ	1	ND	—	—	近
アカガレイ	1	ND	—	—	遠	チャイロマルハタ	1	1	—	1	近
アカムツ	1	ND	—	—	近	トコブシ	1	ND	—	—	近
アサリ	1	6	—	6	近	トヤマエビ	1	12	—	12	近
アユ	1	ND	—	—	近	ニジマス	1	ND	—	—	近
イサキ	2	ND	—	—	近	バカガイ	1	ND	—	—	近
イワガキ	1	2	—	2	近	バナナエビ	2	ND	—	—	近
ウシエビ	2	ND	—	—	近	バナメイ	4	3	ND	0.8	近
ウスメバル	1	ND	—	—	近	ハマグリ	2	ND	—	—	近
ウナギ	2	ND	—	—	近	ハマダイ	1	ND	—	—	近
ウバガイ	1	1	—	1	近	ハモ	1	1	—	1	近
ウマヅラハギ	1	ND	—	—	近	ヒラマサ	1	ND	—	—	近
エゾアワビ	1	ND	—	—	近	ヒラメ	3	ND	—	—	遠
エゾボラ	1	2	—	2	近	ブリ	3	2	ND	1	近
オーストラリアタイガー	1	ND	—	—	近	ホウボウ	1	1	—	1	近
カツオ	2	ND	—	—	遠	ホタテ	1	7	—	7	近
カワハギ	2	39	2	20.5	近	ホッケ	1	ND	—	—	遠
カンパチ	2	ND	—	—	近	ホッコクアカエビ	1	2	—	2	近
キハダマグロ	1	ND	—	—	遠	マアジ	2	ND	—	—	近
ギンザケ	1	2	—	2	遠	マアナゴ	2	3	ND	1.5	近
キンメダイ	2	ND	—	—	近	マイワシ	1	2	—	2	遠
クルマエビ	2	ND	—	—	近	マガキ	4	14	1	7.3	近
クロアワビ	1	ND	—	—	近	マカジキ	1	ND	—	—	遠
クロソイ	1	ND	—	—	近	マコガレイ	1	ND	—	—	遠
クロダイ	1	1	—	1	近	マサバ	2	58	2	30	遠
クロマグロ	3	4	2	3	遠	マスノスケ	1	ND	—	—	近
クロムツ	1	ND	—	—	近	マダイ	3	10	ND	3.3	近
ケンサキイカ	2	ND	—	—	近	マダコ	1	ND	—	—	近
ゴマサバ	1	ND	—	—	遠	マダラ	1	ND	—	—	遠
サクラマス	1	3	—	3	近	マハタ	1	8	—	8	近
サザエ	1	ND	—	—	近	ミナミマグロ	2	ND	—	—	遠
サヨリ	1	ND	—	—	近	ムラサキイガイ	1	ND	—	—	近
サワラ	2	6	3	4.5	近	メカジキ	1	ND	—	—	遠
サンマ	1	ND	—	—	遠	メダイ	2	ND	—	—	近
シジミ	1	ND	—	—	近	メバチマグロ	1	ND	—	—	遠
シマアジ	2	3	1	2	近	メバル	1	1	—	1	近
シロギス	1	ND	—	—	近	ヤマメ	1	ND	—	—	近
シロサケ	1	ND	—	—	遠	ヤリイカ	1	ND	—	—	近
スズキ	27	16	4	8.1	近	総計	144	58	ND	3.2	
スルメイカ	1	1	—	1	遠						
タイセイヨウサケ	1	ND	—	—	遠						

表 2-7-18 流通魚介類のTPT検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	1	4	—	4	近	タイラギ	1	ND	—	—	近
アカガイ	2	2	1	1.5	近	タチウオ	2	12	7	9.5	近
アカカマス	2	16	10	13	近	チダイ	1	3	—	3	近
アカガレイ	1	3	—	3	遠	チャイロマルハタ	1	ND	—	—	近
アカムツ	1	29	—	29	近	トコブシ	1	1	—	1	近
アサリ	1	ND	—	—	近	トヤマエビ	1	8	—	8	近
アユ	1	ND	—	—	近	ニジマス	1	ND	—	—	近
イサキ	2	9	4	6.5	近	バカガイ	1	1	—	1	近
イワガキ	1	ND	—	—	近	バナナエビ	2	ND	—	—	近
ウシエビ	2	ND	—	—	近	バナメイ	4	ND	—	—	近
ウスメバル	1	5	—	5	近	ハマグリ	2	ND	—	—	近
ウナギ	2	ND	—	—	近	ハマダイ	1	11	—	11	近
ウバガイ	1	ND	—	—	近	ハモ	1	12	—	12	近
ウマヅラハギ	1	5	—	5	近	ヒラマサ	1	18	—	18	近
エゾアワビ	1	1	—	1	近	ヒラメ	3	8	ND	4.7	遠
エゾボラ	1	4	—	4	近	ブリ	3	20	ND	11.7	近
オーストラリアタイガー	1	ND	—	—	近	ホウボウ	1	2	—	2	近
カツオ	2	2	2	2	遠	ホタテ	1	ND	—	—	近
カワハギ	2	6	ND	3	近	ホッケ	1	2	—	2	遠
カンパチ	2	9	5	7	近	ホソコクアカエビ	1	4	—	4	近
キハダマグロ	1	5	—	5	遠	マアジ	2	6	5	5.5	近
ギンザケ	1	ND	—	—	遠	マアナゴ	2	4	4	4	近
キンメダイ	2	15	14	14.5	近	マイワシ	1	3	—	3	遠
クルマエビ	2	ND	—	—	近	マガキ	4	3	ND	1	近
クロアワビ	1	1	—	1	近	マカジキ	1	4	—	4	遠
クロソイ	1	6	—	6	近	マコガレイ	1	1	—	1	遠
クロダイ	1	6	—	6	近	マサバ	2	9	4	6.5	遠
クロマグロ	3	41	2	20.3	遠	マスノスケ	1	ND	—	—	近
クロムツ	1	20	—	20	近	マダイ	3	3	ND	1	近
ケンサキイカ	2	2	ND	1	近	マダコ	1	ND	—	—	近
ゴマサバ	1	5	—	5	遠	マダラ	1	1	—	1	遠
サクラマス	1	6	—	6	近	マハタ	1	ND	—	—	近
サザエ	1	ND	—	—	近	ミナミマグロ	2	ND	—	—	遠
サヨリ	1	ND	—	—	近	ムラサキイガイ	1	ND	—	—	近
サワラ	2	25	18	21.5	近	メカジキ	1	3	—	3	遠
サンマ	1	1	—	1	遠	メダイ	2	4	2	3	近
シジミ	1	ND	—	—	近	メバチマグロ	1	1	—	1	遠
シマアジ	2	3	ND	1.5	近	メバル	1	7	—	7	近
シロギス	1	4	—	4	近	ヤマメ	1	ND	—	—	近
シロサケ	1	ND	—	—	遠	ヤリイカ	1	2	—	2	近
スズキ	27	9	1	4.7	近	総計	144	41	ND	4.4	
スルメイカ	1	2	—	2	遠						
タイセイヨウサケ	1	ND	—	—	遠						

表 2-7-19 流通魚介類のドリノ類検出結果 (ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体数	ドリノ類			分類
			アルドリノ	エンドリン	ディルドリン	
1	アオリイカ	1	ND	ND	ND	近
2	アカカマス	1	ND	ND	ND	近
3	イトヨリダイ	1	ND	ND	ND	近
4	ウチムラサキ	1	ND	ND	ND	近
5	カサゴ	1	ND	ND	ND	近
6	カツオ	1	ND	ND	ND	遠
7	カラスカレイ	1	ND	ND	ND	遠
8	ギンダラ	1	ND	ND	ND	遠
9	キンメダイ	1	ND	ND	ND	近
10	クロマグロ(メジ)	1	ND	ND	ND	遠
11	サワラ	1	ND	ND	ND	近
12	シログチ	1	ND	ND	ND	近
13	スズキ	19	ND	ND	ND	近
14	タイラガイ	1	ND	ND	ND	近
15	タチウオ	1	ND	ND	ND	近
16	ブリ	1	ND	ND	ND	近
17	マアジ	1	ND	ND	ND	近
18	マガキ	1	ND	ND	ND	近
19	マナガツオ	1	ND	ND	ND	近
20	メカジキ	1	ND	ND	ND	遠
21	メルルーサ	1	ND	ND	ND	遠
22	ワカサギ	1	ND	ND	ND	近
総計		40	ND	ND	ND	

表 2-7-20 流通魚介類のクロルデン類検出結果

(ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体数	検査結果															分類
			t-クロルデン			c-クロルデン			oキシクロルデン			t-ノナクロル			c-ノナクロル			
			最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	アオリイカ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
2	アカカマス	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
3	イトヨリダイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
4	ウチムラサキ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
5	カサゴ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
6	カツオ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
7	カラスカレイ	1	ND	ND	-	1	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
8	ギンダラ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
9	キンメダイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
10	クロマグロ(メジ)	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
11	サワラ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
12	シログチ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
13	スズキ	19	1	ND	0.05	1	ND	0.79	ND	ND	-	1	ND	0.37	1	ND	0.11	近
14	タイラガイ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
15	タチウオ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
16	ブリ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
17	マアジ	1	ND	ND	-	1	-	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
18	マガキ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
19	マナガツオ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
20	メカジキ	1	1	-	1	1	-	1	ND	ND	-	1	-	1	1	-	1	遠
21	メルルーサ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	遠
22	ワカサギ	1	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	ND	ND	-	近
総計		40	1	ND	0.05	1	ND	0.43	ND	ND	-	1	ND	0.2	1	ND	0.075	

第6 汚染米調査

カドミウム、農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム、農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4ppmを超えて含有するものであってはならないと定められており、0.4ppmを超えてカドミウムを検出した場合、当該都内在庫米の流通停止及び市場からの排除を行うとともに、関東農政事務所を通じ、生産県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

1 分析対象品目

都内搬入米穀

2 商品の採取先

都内の卸問屋

3 分析機関

健康安全研究センター

4 検査結果（表 2-7-24）

181 検体についてカドミウム濃度を検査した結果、食品衛生法に違反するものはなかった。

なお、農薬 20 検体についても検査した結果、2 検体から検出されたが、基準値未満だった。

表 2-7-24

項目	カドミウム	農薬
総検体数 (201 検体)	181 検体	20 検体
検出検体数	174 (ND=7)	2
基準値超過 検体数	0	0
最高値～ 最低値 (ppm)	0.38～ND	0.04～0

ND は、検出下限値 (0.01ppm) 未満のもの。

農薬の検査項目：50 項目

有機塩素系農薬 3 項目、有機リン系農薬 25 項目、
カーバメイト系農薬 10 項目、その他の農薬 12 項目

第8節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 JAS法等に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

1 指導・相談（表2-8-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

更に平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-8-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,522件
指示・文書指導	5件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成23年度は1,722店舗を調査し、29件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-8-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-8-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	13回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-8-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-8-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ロ) その他（質疑応答等）

表 2-8-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回(23年7月20日)	都庁大会議場	368人
第2回(24年2月22日)	都庁大会議場	245人
計		613人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する制度と主要な論点／消費者庁
- (イ) 適正表示を行うための企業努力・取組について
- (ロ) 表示作成に関する事例検討
- (ハ) その他（質疑応答等）

表 2-8-4

実施年月日	会場	受講者数
23年10月4日	なかのZERO大ホール	381人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-8-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった 12 件の袋詰精米のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、口頭指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-8-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200 件	188 件	12 件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物 (生鮮食品) については、JAS 法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA 鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1 枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店 (スーパーマーケット、デパート等) 及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-8-6)

50 件中 1 件は「黒毛和種である確率は低い」という判定結果であった。この 1 件は、広域事業者であったため、農林水産省に対して情報提供を行った。

また、その他 49 件は「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表 2-8-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50 件	49 件	1 件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS 法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

JAS 分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※₁ に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。
定性分析とは遺伝子組換え原料由来の DNA の有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-8-7)

(1) 分析対象の 40 検体のうち、13 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも 5% 以下の含有量であり、5% を超える検体はなかった。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 13 検体中 4 検体の都城業者については、分別流通生産管理 (IP ハンドリング) ※₂ の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

なお、平成 23 年度は、放射性物質検査を優先したため、検査数は例年の半数となった。

※₂ 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IP
ハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混
入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示
をしなくてもよいとされている。

表 2-8-7

(平成 23 年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出 せず	5%以下の 検出	5%を 超える検出	検査不能*
加工品	大豆 加工品	きな粉	2	2		
		大豆水煮	1	1		
		豆腐	1	1		
		凍り豆腐	3		3	
		豆乳類	2	2		
		おから	1		1	
		その他の大豆加工品	10	7	3	
		小計	20	13	7	
	とうも ろこし 加工品	コーンフラワー	2		2	
		コーングリッツ	1		1	
		スイートコーン	6	6		
		ヤングコーン	1	1		
		スナック菓子	5	4	1	
		ポップコーン	1		1	
		冷凍コーン	2	2		
その他とうもろこし加工品		2	1	1		
小計	20	14	6			
加工品合計		40	27	13		

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの
(JAS法においては、加工品のみを対象とし、農作物は対象外である。)

第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。

栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売される加工食品等に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従って、その栄養成分について機能の表示をしている「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改訂第7版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、多摩地域における販売施設等への立ち入りによる検査や講習会等を開催し、広告の適正化に向け営業者に対する監視指導等を保健所等で行っている。

平成23年度の相談件数は、392件であった（健康安全課及び都保健所における実施件数。区部及び八王子市は含まない。）。

2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに内閣総理大臣への許可申請の経由事務を行っている。許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

(1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

(3) 検査項目

ア 表示内容検査

イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所

イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-8-5のとおりであった。50品目について検査を行ったところ、表示内容検査では14品目に健康増進法上の不適正表示が発見され、栄養成分検査では不適正表示は7件であった。不適正表示については表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表 2-8-5 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成23年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正*		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	1	1	0	0	0
栄養表示食品	49	35	14	10	7

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第9節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークや認証取得シールにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

第2 平成23年度の主な取組

(1) 認証基準の改正

生食用食肉の規格基準化に伴い、認証基準の一部改正を行った。

(2) 制度の普及

ア 食品事業者及び関係団体等への説明会及び講習会を実施した。また、食品業界の事業者が集う催事に出席し、普及啓発を行った。(26回)。

イ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行ったほか、リーフレットの作成・配布により制度の周知を図った。

(3) 対象施設向けセミナーの開催（表2-9-1）

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを開催した。

表2-9-1 (平成23年度)

	開催回数	参加者数
マニュアル作成セミナー	4回	75人

(4) 認証施設の公表（表2-9-2）

指定審査事業者から新たに報告のあった20施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。平成23年度末の公表施設は290施設となった。

表2-9-2 (平成23年度末)

認証区分	認証施設数
給食	83
調理	30
製造	89
加工	6
販売	82
冰雪販売	0
魚介類せり売	0
合計	290

(5) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導、勧告等を実施した。

第10節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれ自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 平成23年度の自主回収情報の公表

平成23年4月から平成24年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において114件の自主回収情報の公表を行った(表2-10)。

表2-10 自主回収情報の内訳

(平成23年4月～平成24年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	114	6	32	28	22	26
魚介類	14		2	2		10
冷凍食品	2			1	1	
肉・卵類	8		1	3	2	2
乳類	4		2	1	1	
農産物	3	1			2	
菓子類	39	3	10	15	7	4
飲料	11		6		1	4
器具類	1					1
その他*	32	2	11	8	8	5

※ 弁当、缶詰、調味料など

第11節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

第1 食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発

平成21年9月の東京都食品安全情報評価委員会からの報告「食肉の生食による食中毒防止のための効果的な普及啓発の検討」を受け、食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発を重点的に実施してきた。平成23年10月、牛の生食用食肉の規格基準が定められたため、引き続き普及啓発を実施している。

1 動画の放映

若い世代をターゲットにした食肉の生食の危険を訴える動画を、トレインチャンネルで放映（4路線、7日間）した。

2 紙媒体の普及啓発資料の作成・配布

食中毒予防ポスターを6,500部作成し、特に子供、高齢者等が食肉を生で食べることのリスクについて、注意喚起した。小さな子供の保護者向けリーフレットを、引き続き保健所等において配布、広報誌やホームページを活用した普及啓発を行った。

3 食の安全都民フォーラムの開催

食肉による食中毒を防ぐことを目的として、平成24年3月、「ちょっと待って！お肉の生食～お肉を安全に食べるには～」をテーマに、基調講演とパネルディスカッションを行った。

第2 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-11-1 (平成 23 年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	11,550	12,134	23,684
表示	1,629	857	2,486
規格・基準	1,162	586	1,748
食中毒	2,496	936	3,432
残留農薬	388	202	590
輸入食品	860	323	1,183
添加物	261	200	461
新規開発食品	45	45	90
食用の可・不可に関する疑義	1,217	470	1,687
マスコミ報道に関する事項	2,343	382	2,725
その他 ^註	7,374	6,018	13,392
合計	29,325	22,153	51,478

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
- ・調理師免許・製菓衛生師免許
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店
- ・食品の異物混入・苦情(第5章に記載したものを除く)
- ・BSE 検査
- ・食物アレルギー
- ・食品中の放射性物質 等

第3 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-11-2 (平成 23 年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	10	2,318
食品衛生街頭相談	4	1,700
計	14	4,018

第4 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：健康安全課、食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-11-3

(平成 23 年度)

名 称	発行回数	発行部数
※パンフレット等 計	16	95,750
東京都食品衛生自主管理認証制度 (リフレット)	1	27,000
食品関係営業許可申請の手引き (リフレット)	1	18,000
その表示大丈夫!? 食品の虚偽誇大広告等の禁止 (リフレット)	1	7,000
大切です! 食品表示 (加工食品基本編) (リフレット)	1	5,000
食品に栄養表示するときは… 栄養表示基準・誇大表示について (第7版)	1	2,000
臨時出店者が出店する場合には… (リフレット)	1	1,100
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リフレット)	1	650
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ (リフレット)	1	450
行事において臨時営業を始められる皆さんへ (リフレット)	1	450
給食の供給を始められる皆さんへ (リフレット)	1	350
自動車関係営業許可申請の手引 (リフレット)	1	250
防ごう! ノロウイルス食中毒	1	15,000
食中毒予防ポスター	1	6,500
食中毒を防ごう!	1	5,000
健康食品ウソ? ホント? (パンフレット)	1	5,000
身近にある有毒植物	1	2,000
情報誌等 (都保健所)	55	132,355
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	12	17,410
計	83	245,515

第5 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-11-4

(平成 23 年度)

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	46	1,758	34	2,423	80	4,181	
営業者	合計	341	15,572	178	6,132	519	21,704	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	2	96	1	265	3	361
		集団給食	12	1,011	-	-	12	1,011
		責任者	35	5,161	-	-	35	5,161
		その他	2	69	-	-	2	69
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	73	1,438	-	-	73	1,438
		業種・業態別	73	2,553	48	2,033	121	4,586
		集団給食	45	1,657	1	29	46	1,686
		責任者	41	1,588	4	158	45	1,746
その他		53	1,944	16	843	69	2,787	
	その他 ^{注3}	5	55	108	2,804	113	2,859	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象

注2 1時間講習 食品衛生責任者対象

注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等

注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係営業講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係営業者を対象とした「輸入食品関係営業講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成23年10月26日

場所 都庁第一本庁舎5階大会議場

参加人数 317名

内容 ・最近の中国における食品安全と検査状況について
 ・東京都における輸入農産物等の残留物質検査について

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成23年12月6日

場所 練馬文化センター

参加人数 845名

内容 ・法令解説
 ・健康食品に関する行政の動向
 ・事例検討

第8 食の安全都民フォーラム

食の安全に関しては、添加物、農薬、遺伝子組換え食品等、様々な問題について、都民が不安に感じている現状がある。

このような状況を受け、都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、インタビュー等のグループ活動やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成23年度の開催状況は次のとおりである。平成23年3月に発生した原子力発電所事故由来の放射性物質による食品の汚染を受け、第18回フォーラムは、「放射性物質と食品の安全性について」をテーマとした。

表 2-11-5 (平成23年度)

開催回数 ^注	開催日	テーマ	形式	参加者数
第18回	平成23年6月11日	放射性物質と食品の安全性について	基調講演＋パネルディスカッション	506人
第19回	平成24年3月7日	ちょっと待って！お肉の生食～お肉を安全に食べるには～	1 食の安全調査隊活動報告 2 基調講演＋パネルディスカッション	106人

注 平成15年度からの通算回数
 第19回食の安全都民フォーラムは再掲

第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、健康安全課、食品監視課及び保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

1 健康安全課のホームページ

健康安全課では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成23年度の閲覧件数は、2,978,785件であった。

平成24年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべも

の安全情報館、食品安全FAQ、栄養成分表示、健康食品ナビ、くすりの救Q箱、東京都医薬品情報、調理師・製菓衛生師等免許関係、印刷物関係等である。

2 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成23年度の閲覧件数は、3,240,444件であった。

平成24年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情等）、食品衛生自主管理認証制度、食の安心パトロール等である。

3 保健所等のホームページ

平成23年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は2,823,131件であった。

4 メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの最新情報等を紹介している。平成24年3月末の読者数は5,243人である。

5 その他

健康食品による健康被害の未然防止のため、インターネットサイトに健康食品の適正使用に関するパナー広告を1ヶ月間掲載した。また、動画共有サイトにおいて、健康食品の健康被害への注意を呼びかける動画を、平成24年1月から放映した。

第8 広報活動

食品の監視指導や検査の状況、食中毒の発生及び都内流通食品の放射性物質検査の結果等について新聞、テレビ、ラジオを通じて公表するとともに、その内容をインターネットで公開する等の広報を行った。

第12節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成23年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成23年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成22年度	24,103	778.9	21,615	680.7	2,488	98.2	0	0		
平成23年度総計	24,663	771.6	21,761	668.5	2,902	103.1	0	0.0		
内訳	平成23年	4月	2,546	81.1	2,302	72.2	244	8.9	0	0.0
		5月	2,361	71.8	2,280	68.4	81	3.4	0	0.0
		6月	1,857	58.5	1,507	45.2	350	13.3	0	0.0
		7月	2,293	73.2	2,117	65.9	176	7.3	0	0.0
		8月	1,500	46.2	1,380	41.4	120	4.8	0	0.0
		9月	2,231	70.1	1,911	59.7	320	10.4	0	0.0
		10月	1,860	55.8	1,450	43.5	410	12.3	0	0.0
		11月	1,946	61.6	1,706	53.6	240	8.0	0	0.0
	12月	2,158	66.1	1,728	51.8	430	14.3	0	0.0	
	平成24年	1月	2,833	88.0	2,697	83.9	136	4.1	0	0.0
		2月	1,190	37.5	1,090	32.7	100	4.8	0	0.0
3月		1,888	61.7	1,593	50.2	295	11.5	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-12-2及び表2-12-3に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表2-12-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成23年度)

		平成23年										平成24年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	0	4	0	0	1	21	22	0	0	0	0	48	
	利用人数	0	0	111	0	0	73	1,010	1,264	0	0	0	0	2,458	
中学校	学校数	3	1	3	0	0	5	1	2	0	0	0	0	15	
	利用人数	486	219	279	0	0	674	130	148	0	0	0	0	1,936	
高等学校	学校数	0	1	0	0	0	0	3	2	2	0	0	0	8	
	利用人数	0	44	0	0	0	0	495	324	202	0	0	0	1,065	
養護学校等	学校数	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	6	
	利用人数	0	0	25	0	0	37	23	0	0	0	0	0	85	
合計	学校数	3	2	8	0	0	9	27	26	2	0	0	0	77	
	利用人数	486	263	415	0	0	784	1,658	1,736	202	0	0	0	5,544	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-12-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成23年度)

		平成23年										平成24年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	0	14	2	0	11	73	45	3	0	2	0	150	
	利用人数	0	0	592	108	0	972	5,426	3,566	224	0	163	0	11,051	
中学校	学校数	13	32	77	20	6	26	7	2	3	4	15	3	208	
	利用人数	928	4,434	9,964	2,773	378	2,740	763	214	303	693	2,067	371	25,628	
高等学校	学校数	1	1	1	1	0	6	18	17	10	4	4	2	65	
	利用人数	168	378	25	106	0	917	3,670	4,891	1,649	628	1,437	598	14,467	
養護学校等	学校数	0	0	1	0	0	6	19	3	0	0	0	0	29	
	利用人数	0	0	17	0	0	97	494	48	0	0	0	0	656	
合計	学校数	14	33	93	23	6	49	117	67	16	8	21	5	452	
	利用人数	1,096	4,812	10,598	2,987	378	4,726	10,353	8,719	2,176	1,321	3,667	969	51,802	